(別紙)

平成 13 年 7 月 5 日付課法 3 -57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達) のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

 改正
 後

 (10) 東米 F 第 H G Z (12)

(10 事業年度指定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(10 事業年度指定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後改正所

(10 事業年度指定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(10 事業年度指定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改 前

(10 事業年度指定通知書)

事業年度指定通知書

1 使用目的

「事業年度指定通知書」は、法令又は定款、寄附行為、規則若しくは規約に事業年度の定めがなく、かつ、事業 年度の届出がない法人について、事業年度を指定し、通知する場合に使用するものである。

2 作成部数

複写により2部作成し、その1部を原義として決裁を受け、他の1部を法人に送付する。

3 記載要領

3 配戦安限			
項目	内容		
	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、		
	調査担当者の所属等により次のとおり記入する。		
調査担当者の表示	(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。		
	(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所		
	属国税局名を記載する。		
	処分の内容に応じて、次のとおり記載する(それぞれに該当する用紙を使用することに		
	留意する。)。		
	(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合		
	「・・・・ <u>3</u> 月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人		
	の納税地を管轄する税務署名を記載する。		
	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分に		
教示	は、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。		
	(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合		
	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人		
	- の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。		
	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分に		
	は、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。		

4 送付にあたっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等が その法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名 又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。 (10 事業年度指定通知書)

事業年度指定通知書

1 使用目的

「事業年度指定通知書」は、法令又は定款、寄附行為、規則若しくは規約に事業年度の定めがなく、かつ、事業 年度の届出がない法人について、事業年度を指定し、通知する場合に使用するものである。

2 作成部数

複写により2部作成し、その1部を原義として決裁を受け、他の1部を法人に送付する。

3 記載要領

項	目	内	容
		「この通知に係る処分は、	の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、
調査担当者の表示		調査担当者の所属等により次のとお	おり記入する。
		(1) 税務署の職員の調査に基づく	処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。
		(2) 国税局の職員の調査に基づく	処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所
		属国税局名を記載する。	
		処分の内容に応じて、次のとおり)記載する(それぞれに該当する用紙を使用することに
		留意する。)。	
		(1) 税務署の職員の調査に基づい	て行われた処分である場合
		「・・・ <u>2</u> 月以内に 税務署長	長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人
		の納税地を管轄する税務署名を	記載する。
*4.	-	また、「・・・ (提出先は	国税不服審判所首席国税審判官)・・・・」の空白部分に
教	示	は、当該税務署の管轄区域を管	轄する国税不服審判所名を記載する。
		(2) 国税局の職員の調査に基づい	て行われた処分である場合
		「・・・ <u>2</u> 月以内に 国税局長	長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人
		の納税地を管轄する税務署の管	轄区域を所轄する国税局名を記載する。
		また、「・・・ (提出先は	国税不服審判所首席国税審判官)・・・・」の空白部分に
		は、当該国税局の管轄区域を管	轄する国税不服審判所名を記載する。

4 送付にあたっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

5 留意事項

法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等が その法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名 又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。
 改
 正
 後
 改
 正
 前

(12 法人税及び消費税の納税地指定通知書〔長官指定分〕)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- <u>審査請求</u>について<u>裁決</u>があった場合において、当該<u>裁決</u>を経た後の処分になお不服が あるときは、当該<u>審査請求</u>をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取 消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又 は当該<u>裁決</u>の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>を経た後でなければ提起することができませんが、 次のいずれかに該当するときは、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>を経ずして訴訟を提起すること ができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>審査請求</u>についての<u>裁決</u>を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(12 法人税及び消費税の納税地指定通知書〔長官指定分〕)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税庁長官に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。

- <u>異議申立て</u>について<u>決定</u>があった場合において、当該<u>決定</u>を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又 は当該<u>決定</u>の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 異議申立てがされた目の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立て</u>についての<u>決定</u>を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(13 法人税及び消費税の納税地指定通知書 [局長指定分])

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(13 法人税及び消費税の納税地指定通知書〔局長指定分〕)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して<u>異議申立て</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

	改正前	
(14 法人税消費税の納税地指定通知書(指定替え)[長官指定分])	(14 法人税消費税の納税地指定通知書(指定替え)[長官指定分])	
不服申立て等について	不服申立て等について	
【不服申立てについて】	【不服申立てについて】	
○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して <u>3</u> 月以内に	○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して <u>2</u> 月以内に	
国税庁長官に対して <u>審査請求</u> をすることができます。	国税庁長官に対して <u>異議申立て</u> をすることができます。	

【取消しの訴えについて】

- <u>審査請求</u>について<u>裁決</u>があった場合において、当該<u>裁決</u>を経た後の処分になお不服が あるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取 消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又 は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、 次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起すること ができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当 該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の 取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服 があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又 は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当 該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の 取消しを求めようとするとき。
- (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急 の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(15 法人税及び消費税の納税地指定通知書(指定替え)[局長指定分])

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(15 法人税及び消費税の納税地指定通知書(指定替え)[局長指定分])

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して<u>異議申立て</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

_		
	改正後	改正前
	(16 法人税及び消費税の納税地指定解除通知書〔長官指定分〕)	(16 法人税及び消費税の納税地指定解除通知書〔長官指定分〕)
	不服申立て等について	不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服が あるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取 消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又 は当該<u>裁決</u>の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、 次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起すること ができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当 該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の 取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

- 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服 があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又 は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当 該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の 取消しを求めようとするとき。
- (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急 の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(17 法人税及び消費税の納税地指定解除通知書〔局長指定分〕)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(17 法人税及び消費税の納税地指定解除通知書 [局長指定分])

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して<u>異議申立て</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後 改 正 前

(19 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(19 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後	改 正 前
(19 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書 (正本))	(19 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書 (正本))
_(削 除)	不服申立て等について
	【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に

(19 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(19 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して<u>異議申立て</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議</u>申立期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書(正本)) (削 除)	(19 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書(正本)) 不服申立て等について 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】
(前 除)	【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
	 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】
	国税局長に対して異議申立てをすることができます。
	 ○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】
	れていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】
	後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
	送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】
	することができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】
	○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】
	は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】
	国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】
	【取消しの訴えについて】
	○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
	があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下
	「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
	○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
	○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
	又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
	せん。
	○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
	が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
	ることができます。
	(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
	(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
	当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
	の取消しを求めようとするとき。
	の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる

改

(19 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書(正本))

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

1 使用目的

「更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書」は、更正の請求に対して調査した結果、その更正をすべき理由がないと認めた場合、更正の請求が請求期限経過後に提出されたもの又は請求事項が不適法なものである場合に、請求法人に対してその旨を通知するときに使用する。

2 記載要領

2 記載要領	
項目	内
本文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象(連結)事業年度、請求対象 課税事業年度又は請求対象課税期間を記入する。 当該請求書が、法人税のみの場合は「課税事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消し、 単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 地方法人税のみ又は復興特別法人税の場合は、「(連結)事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消する。 法人税及び地方法人税の場合は、「課税期間」の文字を抹消し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 消費税及び地方消費税の場合は「(連結)事業年度」及び「課税事業年度」の文字を抹消する。
理 由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する租稅不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

使用日的

「更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書」は、更正の請求に対して調査した結果、その更正をすべき理由がないと認めた場合、更正の請求が請求期限経過後に提出されたもの又は請求事項が不適法なものである場合に、請求法人に対してその旨を通知するときに使用する。

IF.

前

2 記載要領

項目	内
本文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象(連結)事業年度、請求対象 課税事業年度又は請求対象課税期間を記入する。 当該請求書が、法人税のみの場合は「課税事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消し、 単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 地方法人税のみ又は復興特別法人税の場合は、「(連結)事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消する。 法人税及び地方法人税の場合は、「課税期間」の文字を抹消し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 消費税及び地方消費税の場合は「(連結)事業年度」及び「課税事業年度」の文字を抹消する。
理由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所 属国税局名を記入する。
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合(青色申告書に係る更正等) 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合(その他の処分) 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納稅地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納稅地を管轄する程務署名を記入する。 2(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合(青色申告書に係る更正等)「・・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納稅地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納稅地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合(その他の処分) 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納稅地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所有管国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国稅局の管轄区域を管轄する国稅不服審判所有管国稅審判官・・・」の空白部分には、当該国稅局の管轄区域を管轄する国稅不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

(24 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(24 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>又は国税不服審判所長(提出先は、

国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

○ <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後	改正前
(24 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)	(24 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)
(削 除)	
	不服申立て等について
	【不服申立てについて】
	○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
	税務署長に対して異議申立てをすることができます。
	○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ
	れていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経た
	後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
	送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
	することができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき
	は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、
	国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
	【取消しの訴えについて】
	○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
	があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下
	「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
	○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
	○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
	又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
	せん。
	○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
	が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
	ることができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
	(1) 番垣間水がされた日の立口がら起昇してる方を程廻しても数次がないとさ。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
	当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
	の取消しを求めようとするとき。
	(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
	著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
	ことにつき正当な理由があるとき。

(24 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(24 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して<u>異議申立て</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後	改正前
法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)	(24 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)
(削 除)	
\(\frac{13}{2} \) \(\frac{121}{2}\)	不服申立て等について
	【不服申立てについて】
	○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
	国税局長に対して異議申立てをすることができます。
	○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ
	れていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経た
	後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
	送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
	することができます。
	○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、
	国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
	【取消しの訴えについて】
	○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
	があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下
	「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
	○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
	○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
	又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
	也ん。
	○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
	が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
	ることができます。
	(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
	(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
	当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
	(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
	(3) 乗職甲立てについての伏足又は番宜請求についての滅伏を経ることにより生する 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
	るしい頂音を避りるため系念の必要があるとさ、その他での次定人は級次を経ない ことにつき正当な理由があるとき。
	CCICACTTARTHY MACCO

改正後改正所

(25 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(25 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
 - (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後	改正前
清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)	(25 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)
(削 除)	
	不服申立て等について
	【不服申立てについて】
	○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
	税務署長に対して異議申立てをすることができます。
	○ 異議申立て (法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ
	れていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経た
	後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
	送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
	することができます。
	○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき
	は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、
	国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
	【取消しの訴えについて】
	○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
	があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下
	「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
	○ 取消訴訟の被告とすべき者は国 (代表者 法務大臣) となります。
	○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
	又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
	せん。
	○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
	が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
	ることができます。
	(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
	(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
	当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
	の取消しを求めようとするとき。
	(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
	著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
	ことにつき正当な理由があるとき。

改正後

(25 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(25 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して<u>異議申立て</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後	改正前
清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)	(25 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)
(削 除)	ていれたではっいて
	不服申立て等について
	【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、
	国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
	 【取消しの訴えについて裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起する。
	ることができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 後
 改
 正
 前

(26 法人税の加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

自平成 年 月 日 自平成 年 月 日 日平成 年 月 日 至平成 年 月 日 至平成 年 月 日 又は 至平成 年 月 日 事業年度分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、

国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

○ <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
 - (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(26 法人税の加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- 自平成 年 月 日 自平成 年 月 日 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 至平成 年 月 日 又は 至平成 年 月 日 事業年度分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月 以内に に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

(33 地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(33 地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国 (代表者 法務大臣) となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後	改正前
地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))	(33 地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))
(削 除)	
102 102	不服申立て等について
	【不服申立てについて】
	○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
	税務署長に対して異議申立てをすることができます。
	○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ
	れていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経た
	後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
	送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
	することができます。
	○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき
	は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、
	国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
	【取消しの訴えについて】
	○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
	があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下
	「取消訴訟」といいます。) を提起することができます。
	○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
	○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
	又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
	せん。
	○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
	が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
	ることができます。
	(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
	(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
	当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
	の取消しを求めようとするとき。
	(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
	著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
	ことにつき正当な理由があるとき。

(33 地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(33 地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して<u>異議申立て</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))	(33 地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))
削、除)	
112 1412 	不服申立て等について
	【不服申立てについて】
	○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
	国税局長に対して異議申立てをすることができます。
	○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ
	れていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経た
	後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
	送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
	することができます。
	○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき
	は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、
	国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
	【取消しの訴えについて】
	○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
	があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下
	「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
	○ 取消訴訟の被告とすべき者は国 (代表者 法務大臣) となります。
	○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
	又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
	せん。
	○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
	が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
	ることができます。
	(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
	(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
	当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
	の取消しを求めようとするとき。
	(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
	著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
	ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(34 地方法人税の加算税の賦課決定通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

自平成 年 月 日 自平成 年 月 日 日平成 年 月 日 至平成 年 月 日 世 東税 事業年度分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出

先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

○ <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(34 地方法人税の加算税の賦課決定通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- 自平成 年 月 日 自平成 年 月 日 日 平成 年 月 日 至平成 年 月 日 世 東税事業年度分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2月以内に に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後	改正前
(38 消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書 (正本))	(38 消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書(正本))
不服申立て等について	
【不服申立てについて】	
自平成 年 月 日 自平成 年 月 日 自平成 年 月 日 ○ 至平成 年 月 日 、至平成 年 月 日 又は 至平成 年 月 日	
課税期間分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 「再調査の請求(法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審	
査請求をすることができます。	
 【取消しの訴えについて】 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2)更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3)審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	

(45 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(45 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(45 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

指定 申告期限の延長申請の 通知書 却下

1 使用目的

「申告期限の延長申請の 通知書」は、法人税の申告期限延長申請について、期日指定又は却下の通知を する場合に使用する。

2 記載要領

項目	內容
標題及び本文	「指定 のように上下二段書きとなっている箇所については、決議の内容に応じて不要 却下」 字句を抹消する。
	申請書に記載された延長の期日と異なる期日を指定する場合には、この処分により指定
	する期日を「平成 年 月 日」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄にその異なるこ
下 記 部 分	ととなった理由を記入する。
	却下の通知をする場合には、「(指定期日) 平成 年 月 日」の字句を抹消し、「(処分
	の理由)」欄に却下の理由を記入する。
	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の
教示	納税地を管轄する税務署名を記入する。
400 小	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
	当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(45 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

指定 申告期限の延長申請の 通知書 却 下

1 使用目的

「申告期限の延長申請の 通知書」は、法人税の申告期限延長申請について、期日指定又は却下の通知を する場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
標題及び本文	「指定 のように上下二段書きとなっている箇所については、決議の内容に応じて不要 却下」 字句を抹消する。
	申請書に記載された延長の期日と異なる期日を指定する場合には、この処分により指定
	する期日を「平成 年 月 日」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄にその異なるこ
下 記 部 分	ととなった理由を記入する。
	却下の通知をする場合には、「(指定期日) 平成 年 月 日」の字句を抹消し、「(処分
	の理由)」欄に却下の理由を記入する。
	「・・・・ <u>2</u> 月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の
教 示	納税地を管轄する税務署名を記入する。
4 小	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
	当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(47 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>
 - 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(47 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

(47 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)

申告期限の延長の特例の申請の 指 定 通知書

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の申請の 指定 却下 又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項	目		内容
標題)	及び本:	文	「指定 却下」のように上下二段書きとなっている箇所については、通知の内容に応じて不要字 句を抹消する。
下 訴	2 部		申請書に記載された延長月数と異なる延長月数を指定する場合には、この処分により指定する延長月数を「指定月数) 月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄にその異なることとなった理由を記入する。 却下の通知をする場合には、「(指定月数) 月」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却下の理由を記入する。
教		示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(47 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の申請の 指定 却下 通知書」は、法人税の申告期限の延長の特例の申請について、延長月数の指定 又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項	目	内
標題及	び本文	「指定 却下」のように上下二段書きとなっている箇所については、通知の内容に応じて不要字 句を抹消する。
下記		申請書に記載された延長月数と異なる延長月数を指定する場合には、この処分により指定する延長月数を「(指定月数) 月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄にその異なることとなった理由を記入する。 却下の通知をする場合には、「(指定月数) 月」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却下の理由を記入する。
教	示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(48 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>
 - 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(48 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた目の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正

 6

(48 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(48 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正

 後
 改

(48 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の 取消 変更 通知書」は、申告期限の延長の取消し又は延長期間の変更の通知をする場合に使用 変更 である。

2 記載要領

項目	内容
標題及び本文	「取消 「延 長 を 取 消 変更」及び 指定月数を下記月数に変更」の箇所については、通知の内容に応じて不要字句を抹消する。 「自 平成 年 月 日 (連結)事業年度以後」の空白箇所には、この処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の字句を抹消する。
下記部分	承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合には、この処分により指定しようとする延長期間の月数を「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄に変更の理由を記入する。 取消しの通知をする場合は、「(変更後の指定月数) 月」を抹消し、「(処分の理由)」欄に取消の理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所者を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項 (定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する 信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。 (48 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

申告期限の延長の特例の 東 消 変 更

前

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の 取消 通知書」は、申告期限の延長の取消し又は延長期間の変更の通知をする場合に使用 変更

2 記載要領

項目	内容
標題及び本文	「取消 及び「延 長 を 取 消 変更」 の箇所については、通知の内容に応じて不要 字句を抹消する。 また、 至 平成 年 月 日 (連結)事業年度以後」の空白箇所には、この処分を しようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の字句を抹消する。
下記部分	承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合には、この処分により指定しようとする延長期間の月数を「変更後の指定月数) 月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄に変更の理由を記入する。 取消しの通知をする場合は、「(変更後の指定月数) 月」を抹消し、「(処分の理由)」欄に取消の理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項 (定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する 信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(51 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、
 - 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国 (代表者 法務大臣) となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(51 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後改正所

(51 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(51 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(51 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

1 使用目的

「青色申告の承認申請の 承認 却下 通知書」は、青色申告の承認申請について承認(みなし承認の場合は除く。) 又は却下の 通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
標題及び本文	青色申告の承認申請について、承認する場合は「却下」、「以下の理由により不相当」及び「(処分の理由)」の字句を抹消する。 却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却下の理由を 記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(51 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

1 使用目的

「青色申告の承認申請の 承認 通知書」は、青色申告の承認申請について承認(みなし承認の場合は除く。) 又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内
標題及び本文	青色申告の承認申請について、承認する場合は「却下」、「以下の理由により不相当」及び「(処分の理由)」の字句を抹消する。 却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却下の理由を 記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所者を記入する。 (2) 国税局の職員の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。なお、承認する場合は、数示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

(52 青色申告の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(52 青色申告の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

(52 青色申告の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は</u>

国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

○ <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(52 青色申告の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

(53 青色申告の承認の取消通知書(汎用))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(53 青色申告の承認の取消通知書(汎用))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

(53 青色申告の承認の取消通知書(汎用))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>

国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます

○ <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(53 青色申告の承認の取消通知書(汎用))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 6

(53 青色申告の承認の取消通知書(汎用))

青色申告の承認の取消通知書

1 使用目的

「青色申告の承認の取消通知書」は、青色申告の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本 文	「第 項第 号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第 1 項各号又は第 2 項に掲げる取消しの基因となった事実が 2 以上ある場合は、主な取消理由が該当する項数及び号数のみを記載する。 なお、第 2 項に該当する場合は、「第 号」の文字を二重線で抹消する。
取消処分の基因 となった事実	青色申告を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(53 青色申告の承認の取消通知書(汎用))

青色申告の承認の取消通知書

1 使用日於

「青色申告の承認の取消通知書」は、青色申告の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内	容
本 文		には、法人税法第 127 条第1 項各号又は第2 項に掲 ある場合は、主な取消理由が該当する項数及び号数 号」の文字を二重線で抹消する。
取消処分の基因 となった事実	青色申告を取り消すこととなった事実を	と具体的に記載する。
調査担当者の表示	調査担当者の所属等により次のとおり記プ (1) 税務署の職員の調査に基づく処分であ	表員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 する。 うる場合には、この欄を二重線で抹消する。 うる場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属
教示	意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われ 「・・・2月以内に 税務署長に対し 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税7 当該税務署の管轄区域を管轄する国税7 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行わして、2月以内に 国税局長に対して 税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄	て・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 服審判所名を記入する。 した処分である場合 ・・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の新 する国税局名を記入する。 ・服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(59 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(59 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

(59 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>
 - 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(59 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後改正

(59 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項	目	内容
本	文	「貴法人から平成 年 月 日付でされた(後略)」の空白部分は、特定受益証券発行 信託の受託者としての承認申請について却下する場合に、申請者から提出された承認申請書の収 受日を記載する。
		「(前略) 法人税法施行令第14条の4第1項第 号に規定する(中略) これを却下したから 通知します。」の空白部分は、却下の理由に応じて同条第1項各号の該当号を記載する。
調査担当者の	表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国 税局名を記入する。
教	示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国税同長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義) に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役 務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 (59 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申 請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目		内容
本		「貴法人から平成 年 月 日付でされた(後略)」の空白部分は、特定受益証券発行 信託の受託者としての承認申請について却下する場合に、申請者から提出された承認申請書の収 受日を記載する。
		「(前略) 法人税法施行令第14条の4第1項第 号に規定する(中略) これを却下したから 通知します。」の空白部分は、却下の理由に応じて同条第1項各号の該当号を記載する。
調査担当者の表	そ示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国 税局名を記入する。
教	示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義) に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役 務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(60 特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>
 - <u>国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求</u>をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(60 特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

(60 特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>
 - 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(60 特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後改正

(60 特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認について、取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	內容
取消処分の基因と なった事実	特定受益証券発行信託の受託者としての承認を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国 税局名を記入する。
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所有を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義) に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役 務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 (60 特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認について、取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内 容
取消処分の基因と なった事実	特定受益証券発行信託の受託者としての承認を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所省席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局を記入する。 また、「・・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所首席国税審判官)・・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義) に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役 務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 改 正 後

(71 棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(71 棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(71 棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(71 棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後

(71 棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書)

棚卸資産の評価方法 承認 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更申請の 通知書有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 カ 下

1 使用目的

「棚卸資産の評価方法

亚 郑

短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更申請の 通知書」は、棚卸資産の評価方法、 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 却 下

短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請 について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

心似女员	
項目	内容
標題及び本文	「棚卸資産の評価方法 「承認」 「承認」 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 及び 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 」 「却下」 「 「
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又 は却下」の字句を挟消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の 字句を挟消する。
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
事業の種類・ 有価証券の区分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類を記入し、有価証券の一単位当た りの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券、演期保有目的等有価証 券又はその他有価証券の別を記入する。短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 に係る申請の場合には記入しない。
棚卸資産の区分・短 期売買商品の種類 又は銘柄・有価証券 の種類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記入し、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、白金等の種類又は銘符を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債及び地方債、社債、株式等の種類を記入する。有価証券の一単位当たりの帳簿価額の第出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。
承認・却下の区分	申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には、却下の理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局を記入する。
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する租税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、数示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(71 棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書)

棚卸資産の評価方法 承 認 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更申請の 通知書 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 却 下

1 使用目的

「棚卸資産の評価方法

承 認

短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更申請の 通知書」は、棚卸資産の評価方法、 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 却 下

短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請 について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内容
標題及び本文	「棚卸資産の評価方法 の箇所については、 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 及び の箇所については、 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 」 「却下」 決議の内容に応じて不要字句を抹消する。
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又 は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の 字句を抹消する。
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
事業の種類・ 有価証券の区分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類を記入し、有価証券の一単位当た りの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証 が以よその他有価証券の別を記入する。短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 に係る申請の場合には記入しない。
棚卸資産の区分・短 期売買商品の種類 又は銘柄・有価証券 の種類	棚質管産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕排品等の区分を記入し、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、白金等の種類又は銘柄を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債及び地方債、社債、株式等の種類を記入する。有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。
承認・却下の区分	申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字 句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には、却下の理由を記 入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所者を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14 年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者に よる同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後歌

(75 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(75 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後歌

(75 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長</u>(提出先は、
 - 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(75 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正

 前

(75 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認又は却下通知書

1 使用目的

「ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第121条の4《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等とは施行令第121条の10《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項について承認す
標題及び本文	る場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下す
	る場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
申請の対象が	14.34 [
連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
	申請に係る事項について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹
処分の理由	消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、
	調査担当者の所属等により次のとおり記入する。
調査担当者	(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。
	(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所
	属国税局名を記入する。
	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに
	留意する。)。
	(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合
	「・・・・ <u>3</u> 月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人
	の納税地を管轄する税務署名を記入する。
	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
教 示	当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
	(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合
	「··· <u>3</u> 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人
	の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
	なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。 (75 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認又は却下通知書

1 使用目的

「ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第121条の4《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等又は施行令第121条の10《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容		
	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項について承認す		
標題及び本文	る場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下す		
	る場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。		
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。		
処分の理由	申請に係る事項について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹		
だ カ の 垤 田	消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。		
	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、		
	調査担当者の所属等により次のとおり記入する。		
調査担当者	(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。		
	(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所		
	属国税局名を記入する。		
	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに		
	留意する。)。		
	(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合		
	「··· <u>2</u> 月以内に 税務署長に対して···」の空白部分には、処分の対象となる法人		
	の納税地を管轄する税務署名を記入する。		
	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、		
教 示	当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。		
	(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合		
	「··· <u>2</u> 月以内に 国税局長に対して···」の空白部分には、処分の対象となる法人		
	の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。		
	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、		
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。		
	なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。		

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

(78 特別な償却方法の承認通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(78 特別な償却方法の承認通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後改正

(78 特別な償却方法の承認通知書)

特別な償却方法の承認通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、承認の通知をする場合 に使用する。

2 記載要領

項目	内容
	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又
	は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句
本文	を二重線で抹消する。
本文	「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした
	日を記入する。
	なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申請の対象が	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法
連結子法人の場合	人の法人名等を記入する。
(n ()	申請に係る資産の全部について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字
処分の理由	句を抹消する。申請に係る資産の一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
# * H W *	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所
調査担当者	には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
	「・・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の
	納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
教 示	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
	なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。 (78 特別な償却方法の承認通知書)

特別な償却方法の承認通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、承認の通知をする場合 に使用する。

2 記載要領

項	目	內容
		「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又
		は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句
本	文	を二重線で抹消する。
4	X	「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした
		日を記入する。
		なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申請の対	ま が	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法
連結子法人	の場合	人の法人名等を記入する。
to the state of	*m	申請に係る資産の全部について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字
処分の	埋 田	句を抹消する。申請に係る資産の一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
## ** In	\\/ \	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所
調査担	当 有	には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
		「・・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の
		納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
教	示	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
		当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
		なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

 改
 正
 6

(79 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(79 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正

 前

(79 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

特別な償却方法の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認申請の却下通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、却下の通知 をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	內容	
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で	
7 ~	抹消する。	
申請の対象が	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法	
連結子法人の場合	人の法人名等を記入する。	
処分の理由	却下する理由を記入する。	
79 x 40 V X	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所	
調査担当者	には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	
	「···· <u>3</u> 月以内に 国税局長に対して···」の空白部分には、処分の対象となる法人の	
教 示	納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。	
40 小	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、	
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。 (79 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

特別な償却方法の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認申請の却下通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、却下の通知 をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	內容	
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で	
A X	抹消する。	
申請の対象が	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法	
連結子法人の場合	人の法人名等を記入する。	
処分の理由	却下する理由を記入する。	
調 杳 扣 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所	
調査担当者	には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	
	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の	
数 示	納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。	
4次 小	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、	
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

(80 特別な償却方法の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(80 特別な償却方法の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後 改 正 前

(80 特別な償却方法の承認の取消通知書)

特別な償却方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認の取消通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認について、その承認の取消しの 通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項	目	内容
		取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第
		155条の6」の字句を二重線で抹消する。
		「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しを
		する場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをす
本	文	る場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。
		「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをし
		た日を記入する。
		なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
取消しの	対象が	対象法人名等は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、そ
連結子法力	人の場合	の連結子法人の法人名等を記入する。
処分の	理由	取り消す理由を記入する。
		「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所
調査担	. 当 者	には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
		「・・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の
+1.	_	納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
教	示	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
		当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。 (80 特別な償却方法の承認の取消通知書)

特別な償却方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認の取消通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認について、その承認の取消しの 通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項	目	内容
		取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第
		155条の6」の字句を二重線で抹消する。
		「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しを
-	文	する場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをす
本	X	る場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。
		「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをし
		た日を記入する。
		なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
取消しの	対象が	対象法人名等は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、そ
連結子法。	人の場合	の連結子法人の法人名等を記入する。
処分の	理由	取り消す理由を記入する。
am + to	1 Nr +r	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所
調査担	1. 当 省	には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
		「・・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の
*4.	_	納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
教	示	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
		当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(84 特別な償却率の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(84 特別な償却率の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して<u>異議申立て</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後

(84 特別な償却率の認定通知書)

特別な償却率の認定通知書

1 使用目的

「特別な償却率の認定通知書」は、特別な償却率の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項	目	内	容
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	年度」の空白箇所には、その認定をし
本	文	た日を記入する。	
		なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消	行する。
申請の	対象が	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が	連結子法人の場合のみ、その連結子法
連結子法	人の場合	人の法人名等を記入する。	
		申請に係る事項の全部について申請のとおりに認	3定する場合には「(処分の理由)」の
処分の	理由	字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合には	さんの異なることとなった理由を記入す
		వ .	
付 記	事項	「国税局長」の空白箇所には、その法人の練 轄する国税局名を記入する。	B税地を管轄する税務署の管轄区域を所
調査担	1. 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所 には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	
		「・・・ <u>3</u> 月以内に 国税局長に対して・・・」の空	E白部分には、処分の対象となる法人の
		納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税	局名を記入する。
教	示	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首	「席国税審判官)・・・」の空白部分には、
		当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名	を記入する。
		なお、申請に係る事項の全部について承認する場	合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(84 特別な償却率の認定通知書)

特別な償却率の認定通知書

1 使用目的

「特別な償却率の認定通知書」は、特別な償却率の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	內容	
	「平成 年 月 日の属する (連結) 事業年度」の空白箇所には、その認定をし	
本 文	た日を記入する。	
	なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。	
申請の対象が	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法	
連結子法人の場合	人の法人名等を記入する。	
	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の	
処分の理由	字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入す	
	వ.	
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所 轄する国税局名を記入する。	
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所 には、調査担当者の所属国税局名を記入する。	
	「・・・・2_月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の	
	納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。	
教 示	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、	
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	
	なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。	

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

 改
 正
 6

(85 特別な償却率の変更通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(85 特別な償却率の変更通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して<u>異議申立て</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国 (代表者 法務大臣) となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改 前

(85 特別な償却率の変更通知書)

特別な償却率の変更通知書

1 使用目的

「特別な償却率の変更通知書」は、特別な償却率の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項	目	内容	
		変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第	
		155条の6」の字句を二重線で抹消する。	
本	*	「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その変更をし	
74	~	た日を記入する。	
		なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場合は、「(連結) 事業年度」の括弧書を二	
		重線で抹消する。	
変更の	対象が	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その	
連結子法	人の場合	連結子法人の法人名等を記入する。	
処 分 0	の理由	認定を変更する理由を記入する。	
調査!	旦当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所に は、調査担当者の所属国税局名を記入する。	
		「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の	
教	=	納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。	
教	示	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、	
		当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。 (85 特別な償却率の変更通知書)

特別な償却率の変更通知書

1 使用目的

「特別な償却率の変更通知書」は、特別な償却率の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項	目	内	容
		変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法	長人に該当しない場合には、「及び同令第
		155条の6」の字句を二重線で抹消する。	
本	文	「平成 年 月 日の属する(連結)事	業年度」の空白箇所には、その変更をし
7	~	た日を記入する。	
		なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場	合は、「(連結)事業年度」の括弧書を二
		重線で抹消する。	
変更の	対象が	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有	する法人が連結子法人の場合のみ、その
連結子法	人の場合	連結子法人の法人名等を記入する。	
処分の	理 由	認定を変更する理由を記入する。	
調査担	当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所に は、調査担当者の所属国税局名を記入する。	
		「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の	空白部分には、処分の対象となる法人の
教	示	納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国	税局名を記入する。
叙	11	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所	首席国税審判官) ・・・」の空白部分には、
		当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所	名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

(87 減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(87 減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

(87 減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(87 減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた目の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正

 後
 改

 正
 前

(87 減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書)

減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書

1 使用目的

「減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書」は、減価償却資産の償却方法の変更承認申請について、 承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容	
本文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には 「又は却下」の字句を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の 字句を抹消する。	
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字 句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には却下の理由を記 入する。	
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所 属国税局名を記入する。	
教示	風国祝局名を記入する。 処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所首席国税審判官・・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。	

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。 (87 減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書)

減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書

1 使用目的

「減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書」は、減価償却資産の償却方法の変更承認申請について、 承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容	
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には 「又は却下」の字句を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の 字句を抹消する。	
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字 句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には却下の理由を記 入する。	
調査担当者	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の 属国税局名を記入する。	
教		

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

(90 耐用年数の短縮の承認通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(90 耐用年数の短縮の承認通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して<u>異議申立て</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後 故 立 正 前

(90 耐用年数の短縮の承認通知書)

耐用年数の短縮の承認通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目		内容
標題及び本	本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又
		は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句
		を二重線で抹消する。
		「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をし
		た目を記入する。
		なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申請の対象	が	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法
連結子法人の場	- 合	人の法人名等を記入する。
処分の理	由	申請に係る資産の全部について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字
		句を抹消する。申請に係る資産の一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
付 記 事	項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所
		轄する国税局名を記入する。
調査担当	者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所
		には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
	示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の
教		また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
		当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
		なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(90 耐用年数の短縮の承認通知書)

耐用年数の短縮の承認通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	內容
	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。
標題及び本文	「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法 人の法人名等を記入する。
処分の理由	申請に係る資産の全部について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字 句を抹消する。申請に係る資産の一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所 轄する国税局名を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教示	「・・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

(91 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(91 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して<u>異議申立て</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国 (代表者 法務大臣) となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

(91 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目		内容
本	文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で 抹消する。
申請の対象 連結子法人の場		対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法 人の法人名等を記入する。
調査担当	者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所 には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教	示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(91 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項	目	内容
本	文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で
		抹消する。
申請の	対象が	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法
連結子法	人の場合	人の法人名等を記入する。
調査担	1 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所 には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
		「・・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の
教	示	納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
		また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当 該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(92 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(92 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して<u>異議申立て</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後改正所

(92 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認の取消 (変更) 通知書」は、耐用年数の短縮の承認について、その承認の取消し又は変更 の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
	「取消(変更)」、「取り消(変更)」及び「取消し(変更)」の箇所は、その処分の内容に
	応じ不要な部分を二重線で抹消する。
	取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及
	び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。
## BZ 77 78 ++	「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更を
標題及び本文	する場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をす
	る場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。
	「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消し又
	は変更をした日を記入する。
	なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
	「取消し(変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。
「取消し(変更)の対	対象法人名等は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合
象が連結子法人の場合」~「処分の理由」	のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
	「処分の理由」欄には、承認を取り消す又は変更する理由を記入する。
=== -t to 10 -tv	「この通知に係る処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇
調査担当者	所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
	「··· <u>3</u> 月以内に 国税局長に対して···」の空白部分には、処分の対象となる法人の
+1.	納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
教示	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入してください。 (92 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書」は、耐用年数の短縮の承認について、その承認の取消し又は変更 の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	內容
	「取消 (変更)」、「取り消 (変更)」及び「取消し (変更)」の箇所は、その処分の内容に
	応じ不要な部分を二重線で抹消する。
	取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及
	び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。
標題及び本文	「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更を
保险及0.4%	する場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をす
	る場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。
	「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消し又
	は変更をした日を記入する。
	なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
	「取消し(変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。
「取消し(変更)の対 象が連結子法人の場	対象法人名等は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合
家が連結子伝人の場合」~「処分の理由」	のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
	「処分の理由」欄には、承認を取り消す又は変更する理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇
神生生 1	所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
	「··· <u>2</u> 月以内に 国税局長に対して···」の空白部分には、処分の対象となる法人の
教 示	納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
教 示	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入してください。

(99 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(99 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

(99 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書

1 使用目的

「堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書」は、当該資産の取得価額の100分の95相当額に達した減価償却 資産の償却の基礎となる期間の認定申請(堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請)について、その認定の通知 をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文	「自 平成 年 月 日 の空白箇所には、堅牢な建物等の残存使用可能期間の 至 平成 年 月 日」 認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の(連結)事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法 人の法人名等を記入する。
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の 字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入す る。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教示	「・・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。 (99 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書

1 使用目的

「堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書」は、当該資産の取得価額の 100 分の 95 相当額に達した減価償却 資産の償却の基礎となる期間の認定申請(堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請)について、その認定の通知 をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文	「自 平成 年 月 日 の空白箇所には、堅牢な建物等の残存使用可能期間の 至 平成 年 月 日」 認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の(連結)事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法 人の法人名等を記入する。
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の 字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入す る。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(100 堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>
 - 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(100 堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた目の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

(100 堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書

1 使用目的

「堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書」は、堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定について、その認 定した残存使用期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
	変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第
	155条の6」の字句を二重線で抹消する。
	「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合に
	は「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」
本文	の字句を二重線で抹消する。
	「平成 年 月 日の属する (連結) 事業年度」の空白箇所には、その変更をし
	た日を記入する。
	なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
変更の対象が	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その
連結子法人の場合	連結子法人の法人名等を記入する。
処分の理由	認定を変更する理由を記入する。
たりの生日	即化で次入 / の空間で開バ / の。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所
	には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の
	納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
教示	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。 (100 堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書

1 使用目的

「堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書」は、堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定について、その認 定した残存使用期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項	目	内容
		変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第
		155条の6」の字句を二重線で抹消する。
		「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合に
		は「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」
本	文	の字句を二重線で抹消する。
		「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その変更をし
		た日を記入する。
		なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
変更の	対象が	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その
連結子法。	人の場合	連結子法人の法人名等を記入する。
処分の	理由	認定を変更する理由を記入する。
2m -t- tr	1 Nr =#	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所
調査担	1. 当 有	には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
		「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の
教	示	納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
教	亦	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
		当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(103 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>

国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

○ <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(103 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた目の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

(103 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権(試掘権を除く。)及び坑道の耐用年数の認定について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
	「自平成 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐
本 文	至平成 年 月 日」
	用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の(連結)事業年度」を記入する。
「鉱区等の名称」	
~「認定した	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記入する。
年数(年)」	
申請の対象が	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法
連結子法人の場合	人の法人名等を記入する。
	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の
処分の理由	字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入す
	ప .
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
	「・・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の
	納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
教 示	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
	なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。 (103 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権(試掘権を除く。)及び坑道の耐用年数の認定について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
	「自平成 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐
本 文	至平成 年 月 日」
	用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の(連結)事業年度」を記入する。
「鉱区等の名称」	
~「認定した	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記入する。
年数(年)」	
申請の対象が	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法
連結子法人の場合	人の法人名等を記入する。
	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の
処分の理由	字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入す
	ర ం
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所に
調 宜 担 ヨ 名	は、調査担当者の所属国税局名を記入する。
	「··· <u>2</u> 月以内に 国税局長に対して···」の空白部分には、処分の対象となる法人の
	納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
教 示	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
	なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(104 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、
 - 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(104 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 前

(104 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権(試掘権を除く。)及び坑道の耐用年数の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
	「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合に
	は「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」
本	の字句を二重線で抹消する。
	「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その変更をし
	た日を記入する。
	なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
変更の対象な	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法
連結子法人の場合	人の法人名等を記入する。
処分の理り	認定を変更する理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所に
网 且 旦 彐 1	は、調査担当者の所属国税局名を記入する。
	「··· <u>3</u> 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の
数 <i>ラ</i>	納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
120	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

(104 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権(試掘権を除く。)及び坑道の耐用年数の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項	目	内容
		「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合に
		は「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」
本	文	の字句を二重線で抹消する。
4	X	「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その変更をし
		た日を記入する。
		なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
変更の	対象が	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法
連結子法。	人の場合	人の法人名等を記入する。
処分の	理由	認定を変更する理由を記入する。
調査担	当 孝	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所に
pp <u>1</u>	= 19	は、調査担当者の所属国税局名を記入する。
		「··· <u>2</u> 月以内に 国税局長に対して···」の空白部分には、処分の対象となる法人の
教	示	納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
7.	71,	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
		当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

 改
 正

 後
 改

 正
 前

(107 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>

国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。

○ <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(107 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

(107 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(107 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

(107 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

改

(107 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書

1 使用目的

「外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第122条の6《外貨建資産等の期末換算の方法の変更手続》及び施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》、又は施行令第122条の11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続》及び施行令第155条の6《個別金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

記載要領	
項目	內容
標題及び本文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	その外貨建資産等の区分及びその国の貨幣単位を記入する。 なお、為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、その外国通貨の種類のみ を記載する。
承認又は却下の区分	変更申請に係る外貨建資産等の区分ごとに、かつ、外国通貨の種類の異なるごとに承認 又は却下の別を記入する。
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字 句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には却下の理由を記 入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	歴分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局を記入する。 また、「・・・・(提出先は 国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、数示文を送付しない。

(注) 為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、「外貨建資産等の区分」欄の記載は要しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書

TE.

前

1 使用目的

「外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第122条の6《外貨建資産等の期末換算の方法の変更手続》及び施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》、又は施行令第122条の11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続》及び施行令第155条の6《個別金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

記載要視		
項目	內容	
標題及び本文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。	
外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	その外貨建資産等の区分及びその国の貨幣単位を記入する。 なお、為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、その外国通貨の種類のみ を記載する。	
承 認 又 は 却 下 の 区 分	変更申請に係る外貨建資産等の区分ごとに、かつ、外国通貨の種類の異なるごとに承認 又は却下の別を記入する。	
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字 句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には却下の理由を記 入する。	
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所首席国税審判官・・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所首席国税審判官・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所者の記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、数示文を送付しない。	

(注) 為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、「外貨建資産等の区分」欄の記載は要しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は 氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(112 特別修繕費の金額の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(112 特別修繕費の金額の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

(112 特別修繕費の金額の認定通知書)

特別修繕費の金額の認定通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額の認定通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額の認定申請について、その認定 の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

	項	目	内容
本		文	「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
	請 の 対 i子法人		
資 又	産 の	種 類 名 称	がって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、
処	分の	理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の 字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入す る。
調	査 担	当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所 には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教		示	「・・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(112 特別修繕費の金額の認定通知書)

特別修繕費の金額の認定通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額の認定通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額の認定申請について、その認定 の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項	目	内容
本	文	「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
	対象が 人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法 人の法人名等を記入する。
資産の	- 122 /91	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。
処 分 0	の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の 字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入す る。
調査担	旦 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所 には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教	示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(113 特別修繕費の金額の変更通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>

国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

○ <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(113 特別修繕費の金額の変更通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
 - (1) 審査請求がされた目の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
 - (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

(113 特別修繕費の金額の変更通知書)

特別修繕費の金額の変更通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額の認定について、その変更の通 知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目		内容
本	文	「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
変更の対象	が	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法
連結子法人の場	合	人の法人名等を記入する。
処分の理	由	認定を変更する理由を記入する。
調査担当	者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所 には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
		「… <u>3</u> 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の
教	示	納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
蚁	小	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
		当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(113 特別修繕費の金額の変更通知書)

特別修繕費の金額の変更通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項	目	内容
本	文	「平成 年 月 日の属する (連結) 事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
変更の	対象が	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法
連結子法	人の場合	人の法人名等を記入する。
処 分 0	の理由	認定を変更する理由を記入する。
調査	且 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教	示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。 改 正 後 改 正 前

(115 欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>
 - 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(115 欠損金の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後改正

(115 欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>

国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

○ <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(115 欠損金の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正

 後
 改

(115 欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書」は、欠損金の繰戻しによる還付請求書が期限 後の請求、白色申告法人による請求等適法なものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について 還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項	目	内容
本	文	「 (の一部)」の括弧書きの箇所については、還付請求があった法人税の全部 についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理	由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「欠損事業年度の連結欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「欠損事業年度の欠損金額××円が所得金額××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限 (×月×日)までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調査担当	当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所 属国税局名を記入する。
教	示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書 便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 (115 欠損金の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書)

欠損金の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書」は、欠損金の繰戻しによる還付請求書が期限 後の請求、白色申告法人による請求等適法なものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について 還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項	目	内	容
本	文	「 (の一部)」の括弧書きの箇所にていての理由がなく、還付しないときは、これ	
理	由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、 が××××円に更正されたことによる。」とか、 所得金額×××円に更正されたことによる。」、「 までに提出されなかったことによる。」等のよう	「欠損事業年度の欠損金額×××円が 還付請求書がその提出期限 (×月×日)
調査担	当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合 属国税局名を記入する。	合には、この欄を二重線で抹消する。
教	示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(全留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分「・・・・2月以内に 税務署長に対して・・・・」が納税地を管轄する税務署名を記入する。また、「・・・(提出先は 国税不服審判当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分「・・・・2月以内に 国税局長に対して・・・・」の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄でまた、「・・・・(提出先は 国税不服審判当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判	かである場合 の空白部分には、処分の対象となる法人の 所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 別所名を記入する。 かである場合 の空白部分には、処分の対象となる法人 する国税局名を記入する。 所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 改 正 後 D 立 正 i

(118 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>
 - 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(118 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後 前

(118 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた目の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(118 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(118 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求 (の一部) に 理由がない旨の通知書)

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 法 人 税 額 地方法人税額

還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 法人 税 額 地方法人税額 の還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書」は、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額又は地方法人税額の還付請求が期限後の請求である場合及び還付請求があった法人税額又は地方法人税額の全部又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

此纵女员	山東文原		
項	I	内容	
	「法人税額 地方法人税額」 の箇所については、対象となる還付請求が法人税額又は地方法人税額		
		のどちらか一方にのみ係るものである場合に、該当しない文字を抹消する。	
本	文	「(の一部)」の括弧書きの箇所については、還付請求があった法人税額及び	
		地方法人税額(対象となる還付請求が法人税額又は地方法人税額のどちらか一方にのみ係	
		るものである場合は、該当する税額)の全部についての理由がなく、還付しないときは、	
		これを抹消する。	
v00	ete	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「還付請求書がその提出期限 (×月×日)	
理	由	までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。	
		「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、	
		調査担当者の所属等により次のとおり記入する。	
調査担	! 当 者	(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。	
		(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所	
		属国税局名を記入する。	
		処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに	
		留意する。)。	
		(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合	
		「····3月以内に 税務署長に対して···」の空白部分には、処分の対象となる法人の	
		納税地を管轄する税務署名を記入する。	
教	示	また、「・・・ (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、	
教	小	当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	
		(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合	
		「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人	
		の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。	
		また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、	
I		当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改正前

(118 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書)

還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 法人 税 額 地方法人税額 の還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書」は、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額又は地方法人税額の還付請求が期限後の請求である場合及び還付請求があった法人税額又は地方法人税額の全部又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項	目	内容
		「 法 人 税 額 地方法人税額」 の箇所については、対象となる還付請求が法人税額又は地方法人税額
		のどちらか一方にのみ係るものである場合に、該当しない文字を抹消する。
本	文	「(の一部)」の括弧書きの箇所については、還付請求があった法人税額及び
		地方法人税額(対象となる還付請求が法人税額又は地方法人税額のどちらか一方にのみ係
		るものである場合は、該当する税額)の全部についての理由がなく、還付しないときは、
		これを抹消する。
~m	-4-	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「還付請求書がその提出期限 (×月×日)
理	由	までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
		「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、
		調査担当者の所属等により次のとおり記入する。
調査担	1 当 者	(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。
		(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所
		属国税局名を記入する。
		処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに
		留意する。)。
		(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合
		「··· <u>2</u> 月以内に 税務署長に対して···」の空白部分には、処分の対象となる法人の
		納税地を管轄する税務署名を記入する。
教	示	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
40	71	当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
		(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合
		「··· <u>2</u> 月以内に 国税局長に対して···」の空白部分には、処分の対象となる法人
		の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
		また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
		当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改 正 後 改 正 前

(121 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(121 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正

 6

(121 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>

国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

○ <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(121 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正

 後
 改

 正

(121 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
取得しようとする	買檢資産の種類、構造、規模等について記入する。
買換資産の内容	7.00.00
申請の対象が	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
連結子法人の場合	7337E7 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の
処分の理由	字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入す
	ర ం
	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、
	調査担当者の所属等により次のとおり記入する。
調査担当者	(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。
	(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所
	属国税局名を記入する。
	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに
	留意する。)。
	(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合
	「··· <u>3</u> 月以内に 税務署長に対して···」の空白部分には、処分の対象となる法人
	の納税地を管轄する税務署名を記入する。
教 示	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
1 教 小	当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
	(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合
	「···· <u>3</u> 月以内に 国税局長に対して···」の空白部分には、処分の対象となる法人
	の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。 (121 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書

前

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項目	內容
取得しようとする	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。
買換資産の内容	対決員性ッ/1年が、計型、が次代で 2 v · C lu/ () ' √ 0
申請の対象が	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
連結子法人の場合	A)家仏八石寺は、座和1仏八V2物口V2テ此八ケ 30。
	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の
処分の理由	字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入す
	る。
	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、
	調査担当者の所属等により次のとおり記入する。
調査担当者	(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。
	(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所
	属国税局名を記入する。
	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに
	留意する。)。
	(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合
	「···· <u>2</u> 月以内に 税務署長に対して···」の空白部分には、処分の対象となる法人
	の納税地を管轄する税務署名を記入する。
教示	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
	当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
	(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合
	「····2月以内に 国税局長に対して···」の空白部分には、処分の対象となる法人
	の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書 便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(136 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等・国税関係書類の電磁的記録等による保存・国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存・国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(136 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等・国税関係書類の電磁的記録等による保存・国税関係 書類の電磁的記録によるスキャナ保存・国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(136 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等・国税関係書類の電磁的記録等による保存・国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存・国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>
 - 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(136 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等・国税関係書類の電磁的記録等による保存・国税関係 書類の電磁的記録によるスキャナ保存・国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改

(136 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等・国税関係書類の電磁的記録等による保存・国税関係 書類の電磁的記録によるスキャナ保存・国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

> 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請の却下通知書 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書

1 使用目的

この通知書は、電子帳簿保存法の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の却下をする場合に使用する。 なお、通知書は教示文とともに、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。

- (注)1 帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る承認申請を却下する場合(例えば、一部の帳簿について電帳法第4条第1項の承認申請の却下を、また、他の帳簿について電帳法第5条第1項の承認申請の却下をする場合)には、別集とする。
 - 2 一部却下の通知書を作成する場合には、併せて、一部承認の通知書を作成することに留意する。

2 記載要領

記載要領	
項目	内
から	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
平成 年 月 日付	この却下に係る申請書が提出された年月日を記載する。
第 条第 項	申請書の本文に記載された承認の適用条項 (法第4条1項、同条第2項、同条第3項、第5条第1項、同条第2項又は同条第3項) を記載する。
(同法第9条に おいて準用する)	
その全部 下 記 1	承認の態様に応じて不要な文字を抹消する。
第6条第3項 第 号	却下の理由に応じて、電帳法第6条第3項の該当号を記載する。
却下の対象	申請の一部を却下する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を、申請書に記載された 名称等に基づいて記載する。 (注)申請の全部を却下する場合には、「1 却下の対象」を抹消する。
却下の理由	却下の理由を記載する。 この場合、却下対象の国税関係帳簿書類について、 ① 法第6条第3項第1号該当の場合には、同号に規定された各事実 ②
調査担当者の表示	
教 示 文	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 稅務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 稅務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の総税地を管轄する稅務署名を記入する。 また、「・・・ (提出先は 国稅不服審判所名を記入する。 (2) 国稅局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国稅局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の総地を管轄する稅務署の管轄区域を所轄する国稅局を記入する。 また、「・・・ (提出先は 現稅不服審判所名を記入する。また、「・・・ (提出先は 民の管轄区域を管轄する国稅局限高階国稅審判官)・・・」の空白部分には、当該国稅局の管轄区域を管轄する国稅不服審判所名を記入する。 また、「・・・ (提出先は 祝局の管轄区域を管轄する国稅不服審判所名を記入する。)

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に 規定する一般信書便事業者者しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務の うち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

(136 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等・国税関係書類の電磁的記録等による保存・国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存・国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請の却下通知書 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書

1 使用目的

この通知書は、電子帳簿保存法の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の却下をする場合に使用する。 なお、通知書は教示文とともに、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。

- (注) 1 帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る承認申請を却下する場合 (例えば、一部の帳簿について電帳法第4条第1項の承認申請の却下を、また、他の帳簿について電帳法第5条第1項の承認申請の却下をする場合)には、別業とする。
 - 2 一部却下の通知書を作成する場合には、併せて、一部承認の通知書を作成することに留意する。

2 記載要領

2	記載要領	
	項目	内容
	から	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
	平成 年 月 日付	この却下に係る申請書が提出された年月日を記載する。
	第 条第 項	申請書の本文に記載された承認の適用条項(法第4条1項、同条第2項、同条第3項、第5条第1項、同条第2項又は同条第3項)を記載する。
	(同法第9条に おいて準用する)	申請書の本文に記載された承認の適用条項が電帳法第4条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には抹消し、同法第5条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には、「(」及び「)」を抹消する。
	その全部 下 記 1	承認の態様に応じて不要な文字を抹消する。
	第6条第3項 第 号	却下の理由に応じて、電帳法第6条第3項の該当号を記載する。
	却下の対象	申請の一部を却下する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を、申請書に記載された 名称等に基づいて記載する。 (注)申請の全部を却下する場合には、「1 却下の対象」を抹消する。
	却下の理由	却下の理由を記載する。 この場合、却下対象の国税関係帳簿書類について、 ① 法第6条第3項第1号該当の場合には、同号に規定された各事実 ② 第2号該当の場合には、電磁的配録の備付け又は保存が同法第4条第1項、第2項以第3項に規定する財務省令第3条第1項から第6項に定めるところに従って行われないと認められる相当な理由があることを、却下対象の国税関係帳簿書類に応じて(複数の国税関係帳簿書類を却下対象とする場合で、却下の事由が同じであるときは、取りまとめで)、具体的に記載することに留意する。 (注)この箇所に書きされない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。
	調査担当者の表示	
	教 示 文	 処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 稅務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 稅務署長に対して・・・・」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納稅地を管轄する稅務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国稅不服審判所首席国稅審判官)・・・」の空白部分には、当該稅務署の管轄区域を管轄する租稅不服審判所名を記入する。 (2) 国稅局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国稅局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納稅地を管轄する稅務署の管轄区域を所轄する国稅局名を記入する。 また、「・・・・(提出先は 段稅不服審判所首席国稅審判官)・・・」の空白部分には、当該国稅局の管轄区域を管轄する国稅不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に 規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務の うち書留職便に準するものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

造人 税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法 人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名 のほか、その法人課稅信託の名称を併せて記載する。 改 正 後

(140 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等・国税関係書類の電磁的記録等による保存・国税関係 書類の電磁的記録によるスキャナ保存・国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>
 - 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(140 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等・国税関係書類の電磁的記録等による保存・国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存・国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(140 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等・国税関係書類の電磁的記録等による保存・国税関係 書類の電磁的記録によるスキャナ保存・国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(140 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等・国税関係書類の電磁的記録等による保存・国税関係 書類の電磁的記録によるスキャナ保存・国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書

この通知書は、電子帳簿保存法第8条第1項又は第9条において準用する第8条第1項の規定により、国税関係帳簿書類 の電磁的記録等による保存等の承認の全部又は一部の取消しをする場合に使用する。

なお、通知書は教示文とともに、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。

(注) 帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る取消しを行う場合には、別葉とする。

2 記載要領

記載安限	
項目	内容
第8条第1項第 号	取消しの理由に応じて電帳法第8条第1項の該当号を記載する。
(同法第9条におい て 準 用 す る)	承認の適用条項が電帳法第4条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には抹消し、同 法第5条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には、「(」及び「)」を抹消する。
取消しの対象	取消しの対象とする国税関係帳簿書類の承認時の申請書又は承認通知書に基づいて、その名称 等、承認の適用条項及び承認年月日(みなし承認の場合にはみなし承認年月日)を記載する。
取消しの理由	取消の理由を記載する。この場合、取消対象の国税関係帳簿書類について、 ① 法第8条第1項第1号該当の場合は、電磁的記録の備付け又は保存が行われていない事実 ②
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を抹消する。
教 示 文	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する租税局を記入する。 また、「・・・・(提出先は 国税不服審判所省を記入する。 また、「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する租税不服審判所省を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規 定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち 書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人 課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほ か、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

(140 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等・国税関係書類の電磁的記録等による保存・国税関係 書類の電磁的記録によるスキャナ保存・国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフ

正

ィルムによる保存の承認の取消通知書) 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書

1 使用目的

この通知書は、電子帳簿保存法第8条第1項又は第9条において準用する第8条第1項の規定により、国税関係帳簿書類 の電磁的記録等による保存等の承認の全部又は一部の取消しをする場合に使用する。

なお、通知書は教示文とともに、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。

(注) 帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る取消しを行う場合には、別葉とする。

改

2 記載要領

2 記載安限	
項目	内容
第8条第1項第 号	取消しの理由に応じて電帳法第8条第1項の該当号を記載する。
(同法第9条におい て 準 用 す る)	
取消しの対象	取消しの対象とする国税関係帳簿書類の承認時の申請書又は承認通知書に基づいて、その名称 等、承認の適用条項及び承認年月日 (みなし承認の場合にはみなし承認年月日) を記載する。
取消しの理由	取消の理由を記載する。 この場合、取消対象の国税関係帳簿書類について、 ① 法第8条第1項第1号該当の場合は、電磁的記録の備付け又は保存が行われていない事実 ②
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を抹消する。
教示文	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・・」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記入する。また、「・・・(提出先は 国税不服審判所名を記入する。 また、「・・・・(提出先は 国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・・」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規 定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち 書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人 課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほ か、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改正後 前

(159 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>

国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

○ <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(159 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた目の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後 前

(159 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>

国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

○ <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(159 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(159 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の 本 認 通知書 お 下

1 使用日的

承言

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の 却下 場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
	適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認する
標題及び本文	場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」
	及び「相当」の字句を抹消する。
申請の対象が	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
連結子法人の場合	
処分の理由	申請に係る事項について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹
	消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、
	調査担当者の所属等により次のとおり記入する。
調査担当者の表示	(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。
	(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所
	属国税局名を記入する。
	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに
	留意する。)。
	(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合
	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人
	の納税地を管轄する税務署名を記入する。
	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
教示	当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
	(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合
	「···3月以内に 国税局長に対して···」の空白部分には、処分の対象となる法人
	の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
	なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(159 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

1 使用目的

承認

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の 却下 場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内
	適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認する
標題及び本文	場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認
	及び「相当」の字句を抹消する。
申請の対象が	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
連結子法人の場合	別家伝八石寺は、座相丁伝八の物口のか此八りる。
処分の理由	申請に係る事項について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句をお
だがの年日	消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は
	調査担当者の所属等により次のとおり記入する。
調査担当者の表示	(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。
	(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の原
	属国税局名を記入する。
	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用すること)
	留意する。)。
	(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合
	「··· <u>2</u> 月以内に 税務署長に対して···」の空白部分には、処分の対象となる法。
	の納税地を管轄する税務署名を記入する。
	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には
教 示	当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
	(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合
	「····2月以内に 国税局長に対して···」の空白部分には、処分の対象となる法。
	の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
	なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14 年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者に よる同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

 改
 正

 首

(160 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>

国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

○ <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(160 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 贫

(160 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(160 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後 改 正 前

(160 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の 貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容	
申請の対象が	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	
連結子法人の場合	対象伝人有等は、理解于伝人の物音のか能入りる。	
処分の理由	承認を取り消す理由を記入する。	
	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、	
	調査担当者の所属等により次のとおり記入する。	
調査担当者の表示	(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。	
	(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所	
	属国税局名を記入する。	
	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに	
	留意する。)。	
	(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合	
	「… <u>3</u> 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人	
	の納税地を管轄する税務署名を記入する。	
教 示	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、	
教 小	当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	
	(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合	
	「··· <u>3</u> 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人	
	の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。	
	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分に	
	は、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名 又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。 (160 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の 貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	內容	
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	
処分の理由	承認を取り消す理由を記入する。	
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所 属国税局名を記入する。	
教示	属国税局名を記入する。 処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・・2月以内に 税務署長に対して・・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・・2月以内に 国税局長に対して・・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所首席国税審判官)・・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名 又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。 改正後改正所

(162 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>
 - <u>国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求</u>をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(162 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正

 後
 改

(162 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>
 - 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(162 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正

 後
 改

(162 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

承 認 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の 通知書 却 下

1 使用目的

本部 海下 海下 が返品率の特別な計算方法の承認申請の カ下 が返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
	適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合
標題及び本文	は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及
	び「相当」の字句を抹消する。
申請の対象が	4.6.34.1.7.66.32.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.
連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
(n t) - em -l	申請に係る事項について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹
処分の理由	消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、
	調査担当者の所属等により次のとおり記入する。
調査担当者の表示	(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。
	(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所
	属国税局名を記入する。
	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに
	留意する。)。
	(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合
	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人
	の納税地を管轄する税務署名を記入する。
	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
教 示	当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
	(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合
	「・・・・ <u>3</u> 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人
	の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
	なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(162 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

承 認 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の 通知書 却 下

1 使用日的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の 却下
通知書」は、適格分割等を行った場合 の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容	
	適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合	
標題及び本文	は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及	
	び「相当」の字句を抹消する。	
申請の対象が	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	
連結子法人の場合	対象仏人和寺は、座和1仏人の物口のか此人する。	
	申請に係る事項について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹	
処分の理由	消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。	
	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、	
	調査担当者の所属等により次のとおり記入する。	
調査担当者の表示	(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。	
	(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所	
	属国税局名を記入する。	
	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに	
	留意する。)。	
	(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合	
	「・・・・ <u>2</u> 月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人	
	の納税地を管轄する税務署名を記入する。	
	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、	
教 示	当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	
	(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合	
	「・・・・ <u>2</u> 月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人	
	の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。	
	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、	
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	
	なお、承認する場合は、教示文を送付しない。	

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人 課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、
 改
 正
 前

(163 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(163 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後改正所

(163 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(163 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(163 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容	
申請の対象が	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	
連結子法人の場合		
処分の理由	承認を取り消す理由を記入する。	
	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、	
	調査担当者の所属等により次のとおり記入する。	
調査担当者の表示	(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。	
	(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所	
	属国税局名を記入する。	
	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに	
	留意する。)。	
	(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合	
	「··· <u>3</u> 月以内に 税務署長に対して···」の空白部分には、処分の対象となる法人	
	の納税地を管轄する税務署名を記入する。	
	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、	
教示	当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	
	(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合	
	「・・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人	
	の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。	
	また、「・・・ (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、	
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に進ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(163 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容	
申請の対象が	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	
連結子法人の場合	/13条位/人口 守は、 建和 1 位/(V/物 ロ V/)/和U/(1 つ)	
処分の理由	承認を取り消す理由を記入する。	
	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、	
	調査担当者の所属等により次のとおり記入する。	
調査担当者の表示	(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。	
	(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所	
	属国税局名を記入する。	
	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに	
	留意する。)。	
	(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合	
	「・・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人	
	の納税地を管轄する税務署名を記入する。	
	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、	
教示	当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	
	(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合	
	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人	
	の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。	
	また、「・・・ (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、	
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

 改
 正
 後
 改
 正
 前

(168 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(168 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(168 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(168 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正

 6

(168 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法の 認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容	
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の 字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入す る。	
調查担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所 属国税局名を記入する。	
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所者を記入する。	

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(168 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法の 認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項	目	内	容
申請の 連結子法		対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	
処 分 0)理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の 字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入す る。	
調査打	担当者	「この通知に係る処分は、の職員の調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である。 属国税局名を記入する。	る場合には、この欄を二重線で抹消する。
教	示	留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた 「・・・2月以内に 税務署長に対して・ の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服 は、当該税務署の管轄区域を管轄する国税 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた 「・・・2月以内に 国税局長に対して・ の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所	・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人 図審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分に 連不服審判所名を記入する。 連処分である場合・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人 「轄する国税局名を記入する。 図審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分に

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

 改
 正
 後
 改
 正
 前

(171 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、

国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。

○ <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(171 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(171 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>
 - 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(171 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後

(171 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容	
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の 字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入す る。	
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所 属国税局名を記入する。	
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・・3月以内に 税務署長に対して・・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・・3月以内に 国税局長に対して・・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(171 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の 字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入す る。
調査担当者	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所 属国税局名を記入する。
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所名を記入する。 は、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者苦しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(174 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>

国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。

○ <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(174 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 前

(174 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(174 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(174 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書)

分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転支援事業所取引 金額の合計額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	內容	
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の 字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入す る。	
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所者を記入する。	

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(174 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書)

分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

山牧女 惊		
項目	内容	
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の 字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入す る。	
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所 属国税局名を記入する。	
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後	改正前
-----	-----

(192 連結納税の承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- <u>審査請求</u>について<u>裁決</u>があった場合において、当該<u>裁決</u>を経た後の処分になお不服が あるときは、当該<u>審査請求</u>をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取 消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又 は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、 次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起すること ができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の 取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(192 連結納税の承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税庁長官に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。

- <u>異議申立て</u>について<u>決定</u>があった場合において、当該<u>決定</u>を経た後の処分になお不服 があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立て</u>についての<u>決定</u>を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急 の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

	改	正	後	改	正	前	
(19	3 連結納税の承認の取消通知書)			(193 連結納税の承認の取消通知書)			

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- <u>審査請求</u>について<u>裁決</u>があった場合において、当該<u>裁決</u>を経た後の処分になお不服が あるときは、当該<u>審査請求</u>をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取 消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又 は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、 次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起すること ができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税庁長官に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。

- <u>異議申立て</u>について<u>決定</u>があった場合において、当該<u>決定</u>を経た後の処分になお不服 があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立て</u>についての<u>決定</u>を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急 の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

	改	正	後		改	正	前	
(1	Q6 連結納税の取りやめの承認由語の承認	9. 却下通知書)		(196 連結:	納税の取りわめの承認由語の承	· 题 • 却下涌知聿)		

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- <u>審査請求</u>について<u>裁決</u>があった場合において、当該<u>裁決</u>を経た後の処分になお不服が あるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取 消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又 は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>を経た後でなければ提起することができませんが、 次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起すること ができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当 該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の 取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

- 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服 があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又 は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当 該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の 取消しを求めようとするとき。
- (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急 の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正

 後
 改

 正
 前

(203 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求</u>又は国税不服審判所長(提出先は、

国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

○ <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
 - (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(203 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国 (代表者 法務大臣) となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後	改正前
3 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))	(203 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))
(削 除)	不服申立て等について
	【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て (法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経た 後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の 送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を することができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
	 【取消しの訴えについて】 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2)更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3)異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない

改正後改正所

(203 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して<u>再調査の請求</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(203 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して<u>異議申立て</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>請求が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄 本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請 求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後	改正前
3 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))	(203 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))
(削 除)_	不服申立て等について
	【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て (法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
	 【取消しの訴えについて (取消しの訴えについて

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(205 連結所得に対する法人税の加算税の賦課決定通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

○ <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(205 連結所得に対する法人税の加算税の賦課決定通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- □ 自平成 年 月 日 自平成 年 月 日 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 至平成 年 月 日 又は 至平成 年 月 日 連結事業年度分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2月以内に に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(210 連結欠損金の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書 (正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(210 連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(210 連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(210 連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正

 後
 改

(210 連結欠損金の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書 (正本))

連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書」は、連結欠損金の繰戻しによる還付請求 書が期限後の請求等適法なものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないも ので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項	目	内	容
本	文	「 (の一部)」の括弧書きの箇所	「については、還付請求があった法人税の全部
		についての理由がなく、還付しないときは、	これを抹消する。
		その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例え	ば、「欠損連結事業年度の連結欠損金額×××
理	由	×円が××××円に更正されたことによる。	」とか、「欠損連結事業年度の連結欠損金
×=	lrri	額×××円が連結所得金額×××円に更正さ	れたことによる。」、「還付請求書がその提出期
		限 (×月×日) までに提出されなかったこ	とによる。」等のように記入する。
		「この通知に係る処分は、の職員の	の調査に基づいて行いました。」 の空白部分は、
		調査担当者の所属等により次のとおり記入す	⁻ る。
調査技	担当者	(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である	る場合には、この欄を二重線で抹消する。
		(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である	る場合には、この欄の空白部分に当該職員の所
		属国税局名を記入する。	
		処分の内容に応じて、次のとおり記載する	(それぞれに該当する用紙を使用することに
		留意する。)。	
		(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた	
			・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人
		の納税地を管轄する税務署名を記載する。	
教	示	また、「・・・(提出先は 国税不服審料 当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服	利所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
		(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた	
		(2) [2] (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	- 元
		の納税地を管轄する税務署の管轄区域を引	
			判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
		当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服	段審判所名を記載する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者者しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(210 連結欠損金の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書 (正本))

連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「連結欠損金の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書」は、連結欠損金の繰戻しによる還付請求 書が期限後の請求等適法なものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないも ので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項	目	内	容
本	文		については、還付請求があった法人税の全部
		についての理由がなく、還付しないときは、	これを抹消する。
		その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば	ば、「欠損連結事業年度の連結欠損金額×××
理	由	×円が××××円に更正されたことによる。」	とか、「欠損連結事業年度の連結欠損金
生	Щ	額×××円が連結所得金額×××円に更正さ	れたことによる。」、「還付請求書がその提出期
		限 (×月×日) までに提出されなかったこと	による。」等のように記入する。
		「この通知に係る処分は、の職員の	調査に基づいて行いました。」の空白部分は、
		調査担当者の所属等により次のとおり記入す	る。
調査担	旦 当 者	(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である	5場合には、この欄を二重線で抹消する。
		(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である	5場合には、この欄の空白部分に当該職員の所
		属国税局名を記入する。	
		処分の内容に応じて、次のとおり記載する	(それぞれに該当する用紙を使用することに
		留意する。)。	
		(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた。	
			・・」の空白部分には、処分の対象となる法人
		の納税地を管轄する税務署名を記載する。	
教	示	また、「・・・(提出先は 国税不服審判	所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
		当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服	審判所名を記載する。
		(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた	処分である場合
		「··· <u>2</u> 月以内に 国税局長に対して・	・・」の空白部分には、処分の対象となる法人
		の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所	10.7
			所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
		当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服	審判所名を記載する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後 改 正 前

(212 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に <u>税務署長に対して再調査の請求</u>又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(212 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に に対して<u>異議申立て</u>又は国税不服審判所長(提出先は、
 -) に対して審査請求をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後	改	正	前
(212 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))	(212 復興特別法人税額等の	通知書及び加算税の賦課決定通知	1書 (正本))
不服申立て等について	<u>(追 加)</u>		
【不服申立てについて】			
○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に			
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、			
国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。			
○ 再調査の請求(法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法			
にされていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定			
を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定			
書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対し			
て審査請求をすることができます。			
【取消しの訴えについて】			
○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服			
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下			
「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。			
○ 取消訴訟の被告とすべき者は国 (代表者 法務大臣) となります。			
○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき			
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま			
せん。			
○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません			
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す			
ることができます。			
(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。			
(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に			
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等			
の取消しを求めようとするとき。			
(3)審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の			
必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。			

改 正 後	改正前
2 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))	(212 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))
(削 除)	
	不服申立て等について
	【不服申立てについて】
	○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立てをすることができます。
	○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ
	れていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た
	後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
	送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
	することができます。
	○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき
	は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、
)に対して審査請求をすることができます。
	【取消しの訴えについて】
	○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
	があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下
	「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
	○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
	○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
	又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
	せん。
	○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
	が、 ひのいり れかに 政 ヨ り る こさは、 番 重 間 水 に 刈 り る 数 伏 を 雇 り し こ 酢
	(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
	(1) 番直頭水がされた自め立口がら起昇して3万を柱廻しても級人がないこと。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
	当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
	の取消しを求めようとするとき。
	(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
	著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
	ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(213 復興特別法人税の加算税の賦課決定通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

 ○
 <u>自平成年月日</u>
 <u>自平成年月日</u>
 <u>日平成年月日</u>
 <u>日平成年月日</u>
 <u>日平成年月日</u>
 <u>日平成年月日</u>
 <u>日平成年月日</u>
 <u>日平成年月日</u>
 <u>日平成年月日</u>
 <u>日平成年月日</u>
 <u>日至平成年月日</u>
 <u>日至平成年月日</u>
 <u>日至平成年月日</u>
 <u>日</u>
 <u>日</u>
 <u>日平成年月日</u>
 <u>日至平成年月日</u>
 <u>日至平成年月日</u>
 <u>日至平成年月日</u>
 <u>日</u>
 日
 <u>日平成年月日</u>
 <u>日至平成年月日</u>
 <u>日至平成年月日</u>
 日日
 <u>日平成年月日日</u>
 <u>日平成年月日日</u>
 <u>日至平成年月日日</u>
 日
 <u>日至平成年月日</u>
 日日
 <u>日至平成年月日</u>
 日日
 <u>日平成年月日日</u>
 日
 <u>日至平成年月日日</u>
 日日
 <u>日至平成年月日日</u>
 日日
 <u>日至平成年月日日</u>
 日
 <u>日至平成年月日日</u>
 日日
 日
 <u>日至平成年月日日</u>
 日日
 日本
 日
 日本
 日
 日本
 日本</td

○ <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(213 復興特別法人税の加算税の賦課決定通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

 \subset

課税事業年度分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2月以内に に対して異議申立てをすることができます。

- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、

) に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
 - (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改	正	後		改	正	前
(234 認定特定非営利活動法人としての認定の取消通知書 (通知))			(234 認定特定非営利活動	法人としての	認定の取消通知書(通知	知))
	不服申立て等について			7	下服申立て等について	
【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して <u>3</u> 月以内に国税庁長官に対して <u>審査請求</u> をすることができます。			【不服申立てについて】 ○ この処分に不服がる 対して <u>異議申立て</u> をす			から起算して <u>2</u> 月以内に 国税庁長官
【取消しの訴えについて】			【取消しの訴えについて】			

- <u>審査請求</u>について<u>裁決</u>があった場合において、当該<u>裁決</u>を経た後の処分になお不服があるときは、 当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を 提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の 日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれ かに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた目の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等 に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとすると き。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があると き、その他その<u>裁決</u>を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、 当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。) を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の 目の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいず れかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 異議申立てがされた目の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等 に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとすると き。
- (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある とき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 後

 (242 特定医療法人の承認申請の却下通知書(通知))
 (242 特定医療法人の承認申請の却下通知書(通知))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- <u>審査請求</u>について<u>裁決</u>があった場合において、当該<u>裁決</u>を経た後の処分になお不服が あるときは、当該<u>審査請求</u>をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取 消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが 次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起すること ができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の 取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>審査請求</u>についての<u>裁決</u>を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

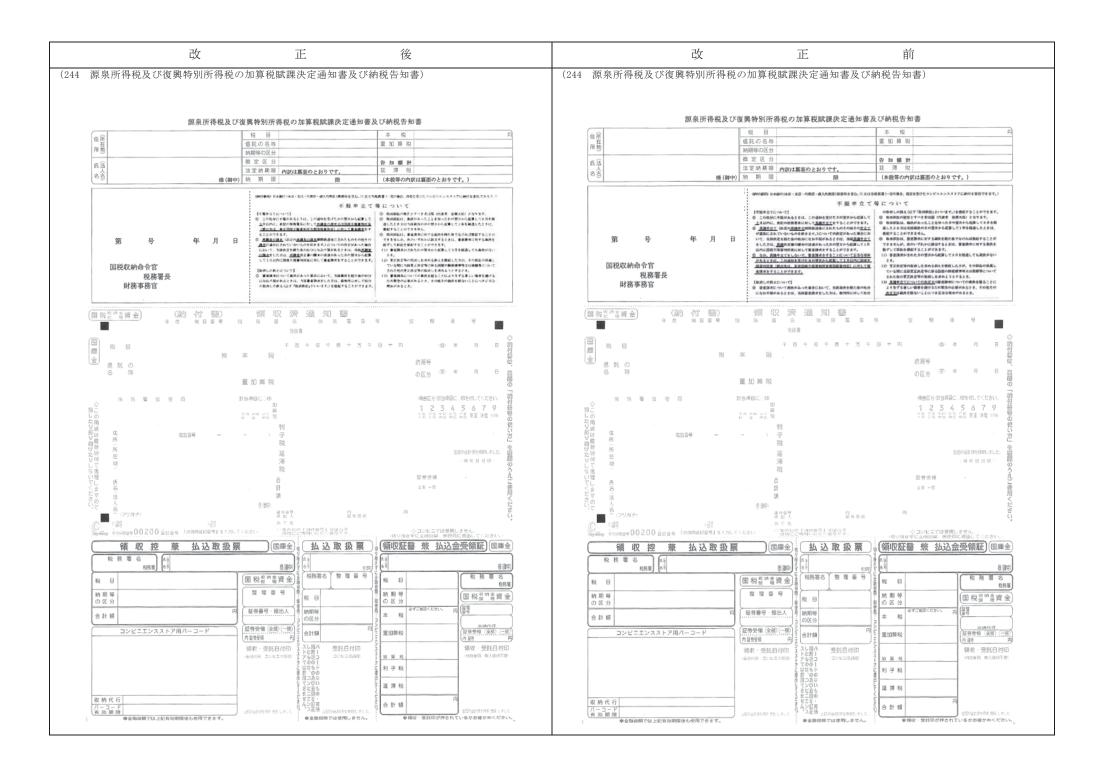
- <u>異議申立て</u>について<u>決定</u>があった場合において、当該<u>決定</u>を経た後の処分になお不服 があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立て</u>についての<u>決定</u>を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急 の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後	改正前		
(243 特定医療法人の承認の取消通知書 (通知))	(243 特定医療法人の承認の取消通知書 (通知))		
不服申立て等について	不服申立て等について		
【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に	【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に		
国税庁長官に対して <u>審査請求</u> をすることができます。	国税庁長官に対して <u>異議申立て</u> をすることができます。		

【取消しの訴えについて】

- <u>審査請求</u>について<u>裁決</u>があった場合において、当該<u>裁決</u>を経た後の処分になお不服が あるときは、当該<u>審査請求</u>をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取 消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、 次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起すること ができます。
- (1) 審査請求がされた目の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>審査請求</u>についての<u>裁決</u>を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その<u>裁決</u>を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- <u>異議申立て</u>について<u>決定</u>があった場合において、当該<u>決定</u>を経た後の処分になお不服 があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の 取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立て</u>についての<u>決定</u>を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急 の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。



	7
改正後	改正前
(244 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)	(244 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)
源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書	源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書
1 使用目的 ~ 5 記載事項	1 使用目的 ~ 5 記載事項
(省 略)	(同 左)
6 記載事項	6 記載事項
国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。	国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。
イ 通知書の「住所 (所在地)」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、○○国税局の職員の調査に基づき行うもの	イ 通知書の「住所 (所在地)」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、○○国税局の職員の調査に基づき行うもの
です。」と記載する。	です。」と記載する。
ロ 通知書に印字された教示文を抹消する。	ロ 通知書に印字された教示文を抹消する。
ハ 次により記載した教示文を同封する。	ハ 次により記載した教示文を同封する。
(イ) 「…3月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄する	(4) 「…2月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄する
(1) 「 <u>1113</u> 月以内に 国代周安に対して」の至日部方には、地方の対象となる係求所特代の軟化地を目指する 国税局名を記載する。	(1) 「111 <u>2</u> 万以内に 国代周安に対して」の至日部方には、延万の対象となる原来所特化の新代地を目轄する。 国税局名を記載する。
国税局名を記載する。 (n) 「…(提出先は) の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支	国税周名を記載する。 (p) 「…(提出先は) の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支
部の首席国税審判官名を記載する。	部の首席国税審判官名を記載する。
7 留意事項	7 留意事項
(省略)	(同 左)

 改
 正
 後
 改
 正
 前

(249 源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>
 - 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(249 源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後 故 正 前

(249 源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書)

源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書

1 使用目的

「源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書」(FCB7PB2) は、納期の特例の承認申請を却下する場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。

なお、この通知書は正副2枚出力するので、正本(1枚目)は源泉徴収義務者送付用として、副本(2枚目)は税務署用控えとして使用する。

2 出力対象

「納特決裁結果等入力」画面から「納期特例区分」欄を「2 却下」とし、「決裁年月日」及び「発送日付」を入力したものを対象として出力する。

(注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト (納特)」とともに自動的に作成される。

3 出力時期

納期の特例の承認申請について、却下する旨の通知を行う場合に出力する。

4 出力要領

(1) 出力様式

納期の特例の承認申請を却下する源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に、正本(通知用)と副本(署控用)との2枚出力する。

(2) 主な出力項目の内容

項	į	目		内容
通知	年	月	日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
問い	合わ	せ番	: 号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
(連	<u>〔</u> 絡	先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「宛名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。
提出	1 年	月	日	「申請書等入力」画面から入力した「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」 の提出年月日を印字する。
教			示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を印字する。 また、「・・・(提出先は)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を 管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を印字する。
補	完	表	示	宛名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「*」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「宛名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入する。

5 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

6 留意事項

法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名または名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

(249 源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書)

源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書

1 使用日於

「源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書」(FCB7PB2) は、納期の特例の承認申請を却下する場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。

なお、この通知書は正副2枚出力するので、正本(1枚目)は源泉徴収義務者送付用として、副本(2枚目)は税務署用控えとして使用する。

2 出力対象

「納特決裁結果等入力」画面から「納期特例区分」欄を「2 却下」とし、「決裁年月日」及び「発送日付」を入力したものを対象として出力する。

(注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト (納特)」とともに自動的に作成される。

3 出力時期

納期の特例の承認申請について、却下する旨の通知を行う場合に出力する。

4 出力要領

(1) 出力様式

納期の特例の承認申請を却下する源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に、正本(通知用)と副本(署控用)との2枚出力する。

(2) 主な出力項目の内容

(4)	0	. 1117	, ,,,	Δ>L 1	
	項		目		內容
通	知	年	月	日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
問	い合	っわ	せ番	: 号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
(連	絡	先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「宛名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。
提	出	年	月	目	「申請書等入力」画面から入力した「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」 の提出年月日を印字する。
教				示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を印字する。 また、「・・・(提出先は)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を 管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を印字する。
補	完		表	示	宛名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「*」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「宛名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入する。

5 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

6 留意事項

法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名または名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(251 源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>
 - 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(251 源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

(251 源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書)

源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書

1 使用目的

「源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書」(FCB7PB3)は、納期の特例の適用を受けていた源泉徴収義務者についてその承認を取り消した場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。

なお、この通知書は正副2枚出力されるので、正本(1枚目)は源泉徴収義務者送付用として、副本(2枚目)は 税務署用控えとして使用する。

2 出力対象

納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者のうち、当該承認を受けるために必要な要件に該当しなくなったため、「納特決裁結果等入力」画面から「納期特例区分」欄を「4 取消一号」又は「5 取消三号」と入力した者を対象として出力する。

(注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト (納特)」及び「取消一覧表」とともに自動的に作成される。

3 出力時期

納期の特例の承認について、その承認を取り消した旨の通知を行う場合に出力する。

4 出力要領

(1) 出力様式

納期の特例を取り消した源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に、正本(通知用)と副本(署控用)との2枚出力する。

(2) 主な出力項目の内容

(4)	т.е	щ7.	J-X LI	^>L 1	PT .	
	項		目		内容	
通	知	年	月	日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。	
問	い合	わ	せ番	号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。	
(連	絡	先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「宛名」欄の右 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示す	
承	認	年	月	日	取り消した納期の特例の承認について、その承認を受けた日を印	字する。
教				示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処 納税地を管轄する税務署名を印字する。 また、「・・・(提出先は)・・・」の空白部分には、当該 轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を印字する。	
補	完		表	示	宛名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「は「補完有」と表示する。この場合、「宛名」欄に住所及び氏名を印入を行う。	2 - 1 1 1

5 記載要領

「処分の理由」欄には、納期の特例の取り消しを行う理由を記入する。

6 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

7 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名 又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。 (251 源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書)

源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書

1 使用目的

「源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書」(FCB7PB3) は、納期の特例の適用を受けていた源泉徴収義務者についてその承認を取り消した場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。

なお、この通知書は正副2枚出力されるので、正本(1枚目)は源泉徴収義務者送付用として、副本(2枚目)は 税務署用控えとして使用する。

2 出力対象

納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者のうち、当該承認を受けるために必要な要件に該当しなくなったため、「納特決裁結果等入力」画面から「納期特例区分」欄を「4 取消一号」又は「5 取消三号」と入力した者を対象として出力する。

(注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト (納特)」及び「取消一覧表」とともに自動的に作成される。

3 出力時期

納期の特例の承認について、その承認を取り消した旨の通知を行う場合に出力する。

4 出力要領

(1) 出力様式

納期の特例を取り消した源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に、正本(通知用)と副本(署控用)との2枚出力する。

(2) 主な出力項目の内容

(2)	工/4	щ7.	/ 垻日	0.7 F 1	tt
	項		目		內
通	知	年	月	日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
問	い合	わ	せ番	号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
(連	絡	先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「宛名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。
承	認	年	月	日	取り消した納期の特例の承認について、その承認を受けた日を印字する。
教				示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を印字する。 また、「・・・(提出先は)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管 轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を印字する。
補	完		表	示	宛名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「*」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「宛名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入を行う。

5 記載要領

「処分の理由」欄には、納期の特例の取り消しを行う理由を記入する。

6 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

7 留意事項

法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名 又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。 改 正 後

(255 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>
 - 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(255 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書)

正

不服申立て等について

【不服申立てについて】

弘

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改

(255 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書

1 使用目的

「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書」(FCB2PAG)(以下、「通知書」という。)は、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」の提出があり、承認要件が満たされていないため承認しないことを決定する場合に、申請者(源泉徴収義務者)にその旨を通知するために使用する。

なお、この通知書は正副2枚出力するので、正本 (1枚目) は源泉徴収義務者送付用として、副本 (2枚目) は税務署用控えとして使用する。

2 出力対象

「電磁提供決裁結果等入力」画面から「電磁提供区分コード」欄を「2 不承認」とし、「発送日付」を入力したものを対象として出力する。

(注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト (電磁提供)」とともに自動的に作成される。

3 出力時期

電磁提供の承認申請について、不承認とする旨の通知を行う場合に出力する。

4 出力要領

(1) 出力様式

電磁提供の承認申請を不承認とする源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に、 正本(通知用)と副本(署控用)との2枚出力する。

(2) 主な出力項目の内容

	項	目		内容
通	知	年 月	日	「電磁提供決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
問い	\ 合 ;	わせる	子号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
(連	絡 先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「宛名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。
提	出生	年 月	B	「電磁提供申請書入力」画面から入力した「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項 の電磁的方法による提供の承認申請書」の提出年月日を印字する。
本			文	「電磁提供決裁結果等入力」画面から「電磁提供区分コード」欄を「2 不承認」と入力した条項に「〇」印を印字する。
教			示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を印字する。 また、「・・・(提出先は)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を 管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を印字する。
補	完	表	示	宛名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「*」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「宛名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入する。

5 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

6 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名または名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

(255 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法に よる提供の承認申請を承認しないことの決定通知書

1 使用目的

「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書」(FCB2PAG)(以下、「通知書」という。)は、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」の提出があり、承認要件が満たされていないため承認しないことを決定する場合に、申請者(源泉徴収義務者)にその旨を通知するために使用する。

なお、この通知書は正副 2 枚出力するので、正本(1 枚目)は源泉徴収義務者送付用として、副本(2 枚目)は税務署用控えとして使用する。

2 出力対象

「電磁提供決裁結果等入力」画面から「電磁提供区分コード」欄を「2 不承認」とし、「発送日付」を入力したものを対象として出力する。

(注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト (電磁提供)」とともに自動的に作成される。

3 出力時其

電磁提供の承認申請について、不承認とする旨の通知を行う場合に出力する。

4 出力要領

(1) 出力様式

電磁提供の承認申請を不承認とする源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に、 正本(通知用)と副本(署控用)との2枚出力する。

(2) 主な出力項目の内容

	項		目		内容
通	知	年	月	日	「電磁提供決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
問	い合	わ	せ番	号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
(連	絡	先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「宛名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。
提	出	年	月	日	「電磁提供申請書入力」画面から入力した「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項 の電磁的方法による提供の承認申請書」の提出年月日を印字する。
本				文	「電磁提供決裁結果等入力」画面から「電磁提供区分コード」欄を「2 不承認」と入力した条項に「〇」印を印字する。
教				示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を印字する。 また、「・・・(提出先は)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を 管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を印字する。
補	完		表	示	宛名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「*」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「宛名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入する。

5 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

6 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人 課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名または名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名 のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。
 改
 正

 故
 正

(256 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(256 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

(256 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の 電磁的方法による提供の承認の取消通知書

1 使用目的

「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書」(FCB2PAH)(以下、「通知書」という。)は、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認を受けていた源泉徴収義務者について、その承認を取り消した場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。

なお、この通知書は正副2枚出力されるので、正本(1枚目)は源泉徴収義務者送付用として、副本(2枚目)は 税務署用控えとして使用する。

2 出力対象

電磁提供の承認を受けている源泉徴収義務者のうち、当該承認を受けるために必要な要件に該当しなくなったため、「電磁提供決裁結果等入力」画面から「電磁提供区分」欄を「4 取消」と入力した者を対象として出力する。 (注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト(電磁提供)」及び「取消一覧表(電磁提供)」とともに自動的に作成される。

3 出力時期

電磁提供の承認について、その承認を取り消した旨の通知を行う場合に出力する。

4 出力要領

(1) 出力様式

電磁提供の承認を取り消した源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に、正本(通知用)と副本(署控用)との2枚出力する。

(2) 主な出力項目の内容

	項	目		内容
L	-74	н		11 A
通	知	年 月	日	「電磁提供決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
問	い合	わせる	番号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
(連	絡 先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「宛」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。
承	認	年 月	F	「電磁提供申請書入力」画面から入力した「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項 の電磁的方法による提供の承認申請書」の承認年月日を印字する。
本			文	「電磁提供決裁結果等入力」画面から「電磁提供区分コード」欄を「 4 取消」と入力した条項に「 \bigcirc 」印を印字する。
(理	由)	「電磁提供決裁結果等入力」画面から「取消理由」欄に入力した項目に「〇」印を印字する。 なお、「 4 その他」を入力した場合には、その取消を行った理由を記載する。
教			示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を印字する。 また、「・・・(提出先は)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管 轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を印字する。
補	完	表	示	宛名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「*」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「宛名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記 入を行う。

5 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

6 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名または名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

(256 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書)

正

前

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の 電磁的方法による提供の承認の取消通知書

1 使用目的

「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書」(FCB2PAH)(以下、「通知書」という。)は、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認を受けていた源泉徴収義務者について、その承認を取り消した場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。

なお、この通知書は正副2枚出力されるので、正本(1枚目)は源泉徴収義務者送付用として、副本(2枚目)は 税務署用控えとして使用する。

2 出力対象

電磁提供の承認を受けている源泉徴収義務者のうち、当該承認を受けるために必要な要件に該当しなくなったため、「電磁提供決裁結果等入力」画面から「電磁提供区分」欄を「4 取消」と入力した者を対象として出力する。

(注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト (電磁提供)」及び「取消一覧表 (電磁提供)」とともに自動的に作成される。

3 出力時期

電磁提供の承認について、その承認を取り消した旨の通知を行う場合に出力する。

改

4 出力要領

(1) 出力様式

電磁提供の承認を取り消した源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に、正本(通知用)と副本(署控用)との2枚出力する。

(2) 主か出力項目の内容

(2)	т.,	щи) X H	(J) [1]:	Li Caracian de la Car
	項		目		內容
通	知	年	月	日	「電磁提供決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
問	い合	わ	せ番	号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
(連	絡	先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「宛」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。
承	認	年	月	Ħ	「電磁提供申請書入力」画面から入力した「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項 の電磁的方法による提供の承認申請書」の承認年月日を印字する。
本				文	「電磁提供決裁結果等入力」画面から「電磁提供区分コード」欄を「4 取消」と入力した条項に「〇」印を印字する。
(理		由)	「電磁提供決裁結果等入力」画面から「取消理由」欄に入力した項目に「〇」印を印字する。 なお、「4 その他」を入力した場合には、その取消を行った理由を記載する。
教				示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を印字する。 また、「・・・(提出先は)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管 轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を印字する。
補	完		表	示	宛名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「*」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「宛名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入を行う。

5 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

6 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名または名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(258 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(258 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 前

(258 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書)

年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書

1 使用日於

「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」は、年末調整による不足額の徴収繰延べについて承認又は却下の決裁 を受ける際に使用する。

また、「年末調整による不足額徴収繰延承認 (却下) 通知書」は、源泉徴収義務者に承認又は却下の内容を通知する際 に使用する。

2 記載要領

(1) 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

項目	記 轍 要 領
税務署処理欄(処理)	決裁を受けた際に以下の項目を記載するとともに、決裁結果に応じて「承認」又は「却下」を抹消する。 ① 起案年月日 ② 決裁年月日 ③ 施行年月日 ④ 承認申請を却下した場合の却下理由

(2) 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書

項	目	記 載 要 領
	び通知文の 却下)」の文言	
処 分	の理由	申請に係る事項について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
教	<i>ন</i>	「・・・3」月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名 又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(258 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書)

年末調整による不足額徴収繰延承認 (却下)通知書 年末調整による不足額徴収繰延承認 (却下)通知書

1 使用目的

「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」は、年末調整による不足額の徴収繰延べについて承認又は却下の決裁を受ける際に使用する。

また、「年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書」は、源泉徴収義務者に承認又は却下の内容を通知する際に使用する。

2 記載要領

(1) 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

項目	記 載 要 領
税務署処理欄(処理)	決裁を受けた際に以下の項目を記載するとともに、決裁結果に応じて「承認」又は「却下」を抹消する。 ① 起案年月日 ② 決裁年月日 ③ 施行年月日 ④ 承認申請を却下した場合の却下理由

(2) 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書

項	目	記 載 要 領
	通知文の 下)」の文言	決裁結果に応じて、「承認」又は「却下」の字句を抹消する。
処 分 0) 理 由	申請に係る事項について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹 消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
教	示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に進ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名 又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。 (261 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>
 - 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた目の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(261 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

(261 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書」及び「地方公共団体の互助会が 行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書」は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関す る承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日付でされた」 の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書の提出年月日を記 入する。
(却下通知書の) 「処分の理由」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(261 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書」及び「地方公共団体の互助会が 行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書」は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関す る承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日付でされた」 の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書の提出年月日を記 入する。
(却下通知書の) 「処分の理由」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教示	「・・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、数示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書 便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後改正所

(262 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>
 - 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国 (代表者 法務大臣) となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(262 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後歌

(262 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書」(以下「通知書」という。)は、地方 公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認について、申請者に当該承認を取り消した旨を通知する際 に使用する。

2 記載要領

項	目	記 載 要 領
本文の「平月日以後」の	, , , , ,	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消しの施行年月日 (通知書の右上の日付)を記入する。
処分の) 理 由	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記入する。
教	示	「・・・・ <u>3</u> 月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書

(262 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書)

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書」(以下「通知書」という。)は、地方 公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認について、申請者に当該承認を取り消した旨を通知する際 に使用する。

2 記載要領

項	目	記 轍 要 領
本文の「平成 日以後」の空	,	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消しの施行年月日 (通知書の右上の日付) を記入する。
処分の	理由	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記入する。
教	示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後改正

(266 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(266 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後改正所

(266 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書」及び「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却 下通知書」は、特定退職金共済団体に関する承認申請又は変更承認申請に対して、申請者に承認又は却下の旨を通知す る際に使用する。

2 記載要領

項目	記 載 要 領
標題及び本文の「承 認 変更承認」	その承認の種類に応じて不要な字句を抹消する。
本文の空白欄	その申請者の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「平成 年 月 日付でされた」 の空白欄	特定退職金共済団体に関する承認申請書又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請 書の提出年月日を記入する。
該 当 条 項	申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の場合には、「及び第2項」の部分を抹消する。
処分の理由	特定退職金共済団体に関する承認申請又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請を 却下する理由を記入する。
教示	「・・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認・変更承認通知の場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書 便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(266 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書」及び「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却 下通知書」は、特定退職金共済団体に関する承認申請又は変更承認申請に対して、申請者に承認又は却下の旨を通知す る際に使用する。

2 記載要領

項目	記 載 要 領
標題及び本文の「承 認 変更承認」	その承認の種類に応じて不要な字句を抹消する。
本文の空白欄	その申請者の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「平成 年 月 日付でされた」 の空白欄	特定退職金共済団体に関する承認申請書又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請 書の提出年月日を記入する。
該 当 条 項	申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の場合には、「及び第2項」の部分を抹消する。
処分の理由	特定退職金共済団体に関する承認申請又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請を 却下する理由を記入する。
教示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認・変更承認通知の場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(267 特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(267 特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正

 前

(267 特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書)

特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書」(以下「通知書」という。)は、特定退職金共済団体に関する承認 について、申請者へ承認を取り消した旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項目	記 載 要 領
本文の空白欄	団体の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「平成 年 月 日以後」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消しの施行年月日 (通知書の右上の日付)を記入する。
処分の理由	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記入する。
教示	「・・・・ <u>3</u> 月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(267 特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書)

特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書」(以下「通知書」という。)は、特定退職金共済団体に関する承認 について、申請者へ承認を取り消した旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項	目	記 載 要 領
本文の空	空白 欄	団体の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「平 月 日以後」	成 年 の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消しの施行年月日 (通知書の右上の日付) を記入する。
処分の	理由	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記入する。
教	示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後改正所

(269 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>
 - 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(269 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改正後歌

(269 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書

1 使用目的

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請に対する処分の内容を申請者に通知する場合に使用する。

2 記載要領

項目	記 載 要 領
標題及び本文の	その処理の内容に応じて不要な文字を抹消する。
「承認 却下」	ての処理の内谷に応して小安な文子を採用する。
本文の「平成 年	源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付請求書(災免用)ー給与等・公的年金
月 日付でされた」	
の空白欄	等・報酬等の提出年月日を記載する。
承 認 の 内 容	
所得の種類	該当項目を○で囲む。
徵収猶予税額	
処分の理由	例えば、「損害額が法定額に達しないため」又は「所得金額が法定額を超過するため」等
処分の理由	その理由を記載する。
	「・・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の
	納税地を管轄する税務署名を記載する。
教 示	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当
	該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。
	なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 留意事項

- (1) 日雇給与の徴収猶予申請に対する承認は、この通知書による通知を行わずに証明書を交付する。 ただし、却下の場合は、この通知書により通知する。
- (2) この通知書は、直接申請者に送付する。

4 送付に当たっての留意事項

この通知書を申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(269 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書

1 使用目的

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請に対する処分の内容を申請者に通知する場合に使用する。

2 記載要領

項目	記 載 要 領
標題及び本文の	その処理の内容に応じて不要な文字を抹消する。
「承認 却下」	CONCEDITATIONS OF EASY LEAVING 1 20
本文の「平成 年	源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付請求書(災免用) - 給与等・公的年金
月 目付でされた」	等・報酬等の提出年月日を記載する。
の空白欄	・ 報酬寺の延山牛力口を記載する。
承認の内容	
所得の種類	該当項目を○で囲む。
徵収猶予税額	
処分の理由	例えば、「損害額が法定額に達しないため」又は「所得金額が法定額を超過するため」等
処分の理由	その理由を記載する。
	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の
	納税地を管轄する税務署名を記載する。
教 示	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当
	該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。
	なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 留意事項

- (1) 日雇給与の懲収猶予申請に対する承認は、この通知書による通知を行わずに証明書を交付する。 ただし、却下の場合は、この通知書により通知する。
- (2) この通知書は、直接申請者に送付する。

4 送付に当たっての留意事項

この通知書を申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(279 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 香請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(279 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

放 正 後

(279 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書」は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項	目	記 載 要 領
本文の 月 日付	「平成 年で」の空白欄	
処 分	の理由	所得税法施行令第 323 条に規定する要件を備えていないものと認定する理由を記入する。
教	示	「・・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書 便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 改 正 前 (279 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書」は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項	目		記 載 要 領		
,	「平成けで」の空白		芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書 交付(追加)申請書の提出年月日を記入する。		
処 分	の理	由	所得税法施行令第 323 条に規定する要件を備えていないものと認定する理由を記入する。		
教	:	示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。		

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に進ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

(281 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(281 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(281 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書」(以下「通知書」という。)は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合に、失効した旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項目	記 載 要 領		
本文の「平成 年 月 日に交付した証 明書 第 号」 の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付年月日及び証明書番号を記入する。		
所得税法施行令第 323 条に規定する要件に該当しないこととなったものと認定する 血を記入する。			
教示	「・・・・ <u>3</u> 月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。		
4X /\	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。		

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(281 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書」(以下「通知書」という。)は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合に、失効した旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項目	記 載 要 領		
本文の「平成 年 月 日に交付した証 明書 第 号」 の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書		
処分の理由	所得税法施行令第 323 条に規定する要件に該当しないこととなったものと認定する理 由を記入する。		
教示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。		

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後 D 立 立 正 前

(320 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u> 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(320 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後 改 正 前 (320 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知 (320 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉 徴収税 額を還付できないことの通知書

1 使用目的

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書」は、提出された租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書に対して、その請求を却下した旨を請求者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項	目	記 載 要 領			
本文の「貴社 (殿)」 申請者が法人の場合は「(殿)」を、個人の場合は「社()」を抹消する。					
本文の「平成 年 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書の提出年月日を 月 日付」の空白欄 する。					
処 分	の 理 由	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求を却下する理由を記入 する。			
教	「・・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。				

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉 徴収税額を還付できないことの通知書

1 使用目的

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書」は、提出された租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書に対して、その請求を却下した旨を請求者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項目	記 载 要 領	
本文の「貴社 (殿)」	申請者が法人の場合は「(殿)」を、個人の場合は「社()」を抹消する。	
本文の「平成 年 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書の提出年月日を記 月 日付」の空白欄 する。		
処分の理由 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求を却下する理由を言する。		
教 「・・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人 納税地を管轄する税務署名を記記入する。 また、「・・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。		

 改
 正

 後
 改

(325 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請に対する通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、
 - 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
- <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法 にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国 (代表者 法務大臣) となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(325 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請に対する通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

(325 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請に対する通知書)

勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない 事情についての確認申請に対する通知書

1 使用目的

「勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請に対する通知書」は、提出された勤労 者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請書に対して、その確認ができない旨を申請者に 通知する際に使用する。

2 記載要領

項	目	記 載 要 領		
1	本文の「平成 年 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請書の提出年 月 日付」の空白欄 日を記入する。			
処 分	の理由	勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情について、確認ができない理由を 記入する。		
教	示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。		

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(325 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請に対する通知書)

勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない 事情についての確認申請に対する通知書

1 使用目的

「勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請に対する通知書」は、提出された勤労 者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請書に対して、その確認ができない旨を申請者に 通知する際に使用する。

2 記載要領

項	目	記 轍 要 領		
本文の 月 日付	「平成 年」の空白欄	3,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
処 分	の理由	勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情について、確認ができない理由を 記入する。		
教	示	「・・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。		

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(330 適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書(却下))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服が あるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取 消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、 次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起すること ができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定 等の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急 の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(330 適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書(却下))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 6

(331 適格外国仲介業者の承認取消通知書(取消))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服が あるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取 消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、 次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起すること ができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定 等の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(331 適格外国仲介業者の承認取消通知書(取消))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 後
 改
 正
 前

(338 適格口座管理機関の承認申請の却下通知書(却下))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服が あるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取 消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、 次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起すること ができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定 等の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(338 適格口座管理機関の承認申請の却下通知書(却下))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(339 適格口座管理機関の承認取消通知書(取消))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服が あるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取 消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、 次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起すること ができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定 等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急 の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(339 適格口座管理機関の承認取消通知書(取消))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(344 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3</u>月以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、</u>

国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

○ <u>再調査の請求</u>(法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法に されていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経 た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書の謄 本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請 求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取 消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが 次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起すること ができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の 取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(344 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2</u>月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- <u>異議申立て</u>(法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、 この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、

国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取 消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが 次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起すること ができます。
- (1) 審査請求がされた目の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の 取消しを求めようとするとき。
- (3) <u>異議申立てについての決定又は</u>審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は</u>裁決を経ないこ とにつき正当な理由があるとき。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(344 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書)

本 店 等 一 括 提 供 に 係 る 承 認 通 知 書 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書

1 使用目的

「本店等一括提供に係る承認通知書」及び「本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書」は、本店等一括提供に係る承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項	目	内	容	
本文の「	平成 年			
月 日付で	された」の	本店等一括提供に係る承認申請書の提出年月日を記入する。		
空白欄				
(却下通	知書の)	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。		
「(処分の理由)」欄		本部を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。 		
「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。		管轄する税務署名を記入する。 判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 服審判所名を記入する。		

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(344 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書)

本 店 等 一 括 提 供 に 係 る 承 認 通 知 書本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書

1 使用目的

「本店等一括提供に係る承認通知書」及び「本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書」は、本店等一括提供に係る承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項目		内	容	
本文の「平成	年			
月 日付でされた」の 空白欄		本店等一括提供に係る承認申請書の提出年月日を記入する。		
(却下通知書の)	→到す。並はするはに以面も面仲も与りも初め	という事中と記るよう	
「(処分の理由)」	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。 1)			
「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分・金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。		る税務署名を記入する。 常国税審判官)・・・」の空白部分には、 所名を記入する。		

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。